

福岡県公報

平成17年4月27日
第2381号

目次

告示(第889号-第902号)

○都市計画事業の施行	(公園街路課)	1
○都市計画事業の施行	(公園街路課)	1
○都市計画事業の施行	(公園街路課)	2
○都市計画事業の施行	(公園街路課)	2
○都市計画事業の施行	(公園街路課)	2
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	3
○村の字の区域の変更	(地方課)	3
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○共同施行による土地改良事業の認可	(農地計画課)	4
○堤防と道路との兼用工作物の管理	(河川課)	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	5
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(監査保護課)	14
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	15

公告

○撥川水系に係る河川整備計画	(河川課)	15
○一般競争入札の実施	(高度情報政策課)	31
○平成17年度福岡県保育士試験の実施	(児童家庭課)	32

選挙管理委員会

○政治団体の平成15年分収支報告書の要旨の一部訂正	(地方課)	35
---------------------------	-------	----

公安委員会

○道路交通法に基づく駐車監視員資格者講習の実施

(警察本部駐車対策課) ……………40

告示

福岡県告示第889号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成17年4月27日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 苅田都市計画道路事業3・1・1号苅田臨海工業線
- 2 施行者の名称
 福岡県
- 3 事務所の所在地
 福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県行橋土木事務所 福岡県行橋市中央1丁目2番1号
- 4 事業地の所在
 - (1) 収用の部分
 変更なし
 - (2) 使用の部分
 変更なし

福岡県告示第890号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成17年4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画事業の種類及び名称
水巻都市計画道路事業 3・3・3号芦屋水巻中間線、3・4・6号中橋櫛笥線及び
3・3・1号国道3号線

- 2 施行者の名称
福岡県

- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

- 福岡県北九州市木事務所 北九州市八幡西区折尾3丁目1番14号

- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第891号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画事業の種類及び名称
中間都市計画道路事業 3・4・1号犬王古月線

- 2 施行者の名称
福岡県

- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

- 福岡県北九州市木事務所 北九州市八幡西区折尾3丁目1番14号

- 4 事業地の所在

- (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第892号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 都市計画事業の種類及び名称
柳川都市計画道路事業 3・4・9号西鉄中島駅前通り線

- 2 施行者の名称
福岡県

- 3 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

- 福岡県柳川土木事務所 福岡県山門郡三橋町大字今古賀8番1号

- 4 事業地の所在
- (1) 収用の部分

平成13年10月3日国土交通省告示第151号の事業地に福岡県山門郡大和町大字栄字外開及び字内伏木地内を加える

- (2) 使用の部分
平成13年10月3日国土交通省告示第151号の事業地に福岡県山門郡大和町大字栄字外開地内を加える

福岡県告示第893号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定によ

り次のように公告する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 都市計画事業の種類及び名称

久留米都市計画道路事業 3・3・6号東合川野伏間線、3・5・22号東町太郎原町線及び 3・5・24号野中町高良内町線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県久留米土木事務所 久留米市新合川 1 丁目 7 番 27 号

4 事業地の所在

(1) 収用の部分
変更なし

(2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第894号

浜田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
馬 場 實	山門郡瀬高町大字泰仙寺98番地
河 野 國 夫	“ “ 大字河内823番地
久 富 治 美	“ “ 大字東津留645番地
石 橋 文 雄	“ “ 大字東津留377番地 2

田 中 敏 春	“ “ 大字泰仙寺225番地 1
古 庄 満	“ “ 大字濱田521番地
田 中 澄 博	“ “ 大字河内2343番地 2
鬼 丸 岳 城	“ “ 大字文鷹1165番地

2 退任監事

氏 名	住 所
河 野 俊 治	山門郡瀬高町大字河内1432番地 6
田 中 覺	“ “ 大字泰仙寺46番地

3 就任理事

氏 名	住 所
馬 場 實	山門郡瀬高町大字泰仙寺98番地
河 野 勝	“ “ 大字河内775番地
久 富 治 美	“ “ 大字東津留645番地
石 橋 文 雄	“ “ 大字東津留377番地 2
田 中 敏 春	“ “ 大字泰仙寺225番地 2
古 庄 満	“ “ 大字濱田521番地
田 中 澄 博	“ “ 大字河内2343番地 2
鬼 丸 岳 城	“ “ 大字文鷹1165番地

4 就任監事

氏 名	住 所
河 野 俊 治	山門郡瀬高町大字河内1432番地 6
田 中 覺	“ “ 大字泰仙寺46番地

福岡県告示第895号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、矢部村長から矢部村の字の区域を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、杵の里（峠道）地区土地改良事業に伴う換地処分の公告のあった日の翌

日から効力を生ずるものとする。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県告示第896号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字唐船字塩浜69-1、69-3、69-7、69-10から69-12まで、72-2、72-3、72-7、74-3、85-2、85-3、87-1、87-6から87-10、1586-2、1586-7及び1586-8並びに水路である市有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
久留米市野中町1218-1
有限会社林商店 取締役 林 文明

福岡県告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように同法第95条第1項に定める者が共同して行う土地改良事業を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良事業の事業主体名	認可年月日
田川市草葎地区土地改良事業共同施行	平成17年 4月 4日

福岡県告示第898号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、福岡県土木部河川課及び福岡県北九州土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 河川の名称
遠賀川水系戸切川
- 2 河川管理施設の名称又は種類
右岸堤防
- 3 河川管理施設の位置
遠賀郡遠賀町松の本3丁目882番1地先から
遠賀郡遠賀町松の本3丁目853番8地先まで
- 4 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 道路管理者 遠賀町
住所 遠賀郡遠賀町大字今古賀513番地
代表者 遠賀町長 木村 隆治
- 5 管理の内容
 - (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - (2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - (3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 6 管理の期間
告示の日から道路の存続する日まで

福岡県告示第899号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
田川介療 5	医療法人長主病院	田川郡川崎町大字田原1121	13・1・1
遠生介老 4	介護老人保健施設友和松快園	遠賀郡水巻町吉田南 2 丁目 1190-1	17・4・1
京居63	デイサービスセンターさわやか清風館	京都郡犀川町大字花熊1173	17・2・1
大居104	ふくしようぐ のぞみ	大牟田市大字草木229-11ハイソクダクⅡ 1 F103	17・4・1
大支52	医療法人静光園白川病院	大牟田市上白川町 1 丁目146	17・3・1
大居101	有限会社青空	大牟田市大正町 5 丁目 2-1	17・3・1
大居102	やまなみレンタルサービスすいすい	大牟田市沖田町21	17・3・1
大居103	NPOライボールハウス(明治町)	大牟田市明治町 3 丁目54-1	17・3・1
大居105	介護空間アエル	大牟田市沖田町21	17・4・1
久居159	グループホームこころ	久留米市城島町下青木1010-2	17・3・1
久居160	宅老所モモタロウ	久留米市大善寺町夜明455-2	17・3・1
直居53	デイサービスほおずき	直方市大字壠野647	17・3・1
田居96	ヘルパーステーション三井あんしんサービス	田川市大字川宮1637-5	17・2・14
田居97	デイサービスセンター見立	田川市大字弓削田3155	17・3・1
田居99	デイサービスセンターあいあい金川	田川市大字糠2595-4	17・4・1
田居98	ケアサービスあかり	田川市桜町589	17・4・1
山支 6	筑前山田赤十字ケアプラセンター	山田市大字上山田1237	17・4・1
八女居28	株式会社コムスン八女筑後ケアセンター	八女市大字津江544-1 牛島店 舗(平屋)	17・3・1

春居29	にいほーむデイサービスかすが	春日市昇町 3 丁目 18	17・3・1
宰居25	株式会社コムスン大宰府訪問入浴センター	大宰府市五条 2 丁目 2-24 ソニアル・カサス 1 F 1 号	17・3・1
粕居27	株式会社コムスン篠栗ケアセンター	糟屋郡篠栗町大字尾仲64-18 プラゾーネ MK101 号	17・3・1
遠居69	グループホーム希望の郷	遠賀郡岡垣町旭台 3 丁目 5-5	17・3・14
鞍居83	ヘルパーステーション幸楽	鞍手郡小竹町大字勝野2656-2	17・3・1
鞍居82	有限会社クローバーサポートセンター	鞍手郡宮田町大字長井鶴294-7	17・2・1
鞍居84	グループホーム幸生園	鞍手郡宮田町大字龍徳1488	17・3・1
嘉居135	デイサービスセンターけやき	嘉穂郡稲築町大字鴨生94-28	17・3・1
嘉居136	ヘルパーステーションつばき	嘉穂郡庄内町大字有安713-2 グラントパティオネ仁保	17・4・1
う居19	さくらデイサービス吉井	うきは市吉井町清瀬101-5	17・3・1
女居34	社会福祉法人久英会 若久園グループホーム	八女郡玄川町大字新代1389-117	17・3・1
山門居21	通所リハビリテーション 矢部川	山門郡瀬高町大字下庄2175	17・3・1
山門居20	さくらの杜デイサービス	三池郡高田町大字下楠田1480-9	17・4・1
山門支 6	さくらの杜ケアプランサービス	三池郡高田町大字下楠田1480-9	17・4・1
山門居19	さくらの杜ヘルパーステーション	三池郡高田町大字下楠田1480-9	17・4・1
田川居160	幸ヘルパーステーション	田川郡川崎町大字川崎617-98	17・3・1
田川居161	ほほえみデイサービス	田川郡川崎町大字川崎501-4	17・3・1

福岡県告示第900号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条

の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日
久居78	ケアサポート草の根	中央ホームヘルプサービス	久留米市中央町29-19 コンフォート藤原2F	16・11・1
飯居55	合資会社ケアースポート・コスモス	有限会社ケアースポート・コスモス	飯塚市大字下三緒303-1	16・12・1
大野居16	大野城市すこやか交流プラザアイサービスセンター	大野城市北アイサービスセンター もれびの郷	大野城市仲畑3丁目10-21	17・4・1
大野支8	大野城市すこやか交流プラザアイサービスセンター	大野城市北アイサービスセンター れびの郷	大野城市仲畑3丁目10-21	17・4・1
像居27	大島村 社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	大島村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	宗像市大島1809-32 ふれ愛センター内	17・3・28
朝支 3	小石原村社会福祉協議会小石原村居宅介護支援事業所	東峰村社協ケアプランサービス	朝倉郡東峰村大字小石原鼓2846	17・3・30
朝居 8	小石原村社会福祉協議会指定居宅サービス事業所	東峰村社協ホームヘルプサービス	朝倉郡東峰村大字小石原鼓2846	17・3・30

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
朝介65	田口医院	朝倉郡夜須町大字篠隈239	朝倉郡筑前町篠隈239	17・3・22
朝介49	田中医院	朝倉郡夜須町大字中牟田240-1	朝倉郡筑前町大字中牟田240-1	17・3・22

朝介76	火野坂医院	朝倉郡夜須町大字東小田1143-2	朝倉郡筑前町東小田1143-2	17・3・22
朝介87	宝珠山診療所	朝倉郡宝珠山村大字宝珠山1166-1	朝倉郡東峰村大字宝珠山1166-1	17・3・28
朝介95	宮田クリニック	朝倉郡三輪町大字山隈1608	朝倉郡筑前町山隈1608	17・3・22
朝介81	小石原村立診療所	朝倉郡小石原村大字小石原941-9	朝倉郡東峰村大字小石原941-9	17・3・28
朝介療1	大刀洗病院	朝倉郡筑前町山隈842番地の1	朝倉郡筑前町山隈842-1	17・3・22
朝介 3	小石原村立歯科内科診療所	朝倉郡小石原村大字鼓3783-1	朝倉郡東峰村大字小石原鼓3783-1	17・3・28
朝介80	医療法人社団うら梅の郷会 朝倉記念病院	朝倉郡三輪町大字山隈500	朝倉郡筑前町大久保500	17・3・22
朝介91	医療法人藤井整形外科内科医院	朝倉郡夜須町大字二136の1	朝倉郡筑前町二136の1	17・3・22
朝介94	医療法人日新会福永病院	朝倉郡三輪町大字久光1264	朝倉郡筑前町久光1264	17・3・22
朝介68	中島小児科内科医院	朝倉郡夜須町大字東小田3420-2	朝倉郡筑前町東小田3420-2	17・3・22
朝介69	原野外科医院	朝倉郡三輪町大字新町212	朝倉郡筑前町新町212	17・3・22
朝介85	丸田医院	朝倉郡夜須町大字朝日576	朝倉郡筑前町朝日576	17・3・22
う介 4	田村外科医院	浮羽郡吉井町1330	うきは市吉井町1330	17・3・20
う介 9	矢野医院	浮羽郡吉井町739-4	うきは市吉井町739-4	17・3・20
う介17	平田外科診療所	浮羽郡吉井町1309	うきは市吉井町1309	17・3・20
う介19	古賀内科小児科医院	浮羽郡浮羽町大字浮羽746	うきは市浮羽町浮羽746	17・3・20

う介23	柏木耳鼻咽喉科医院	浮羽郡吉井町大字若宮124-5	うきは市吉井町若宮124-5	17・3・20
う介20	医療法人原鶴温泉病院	浮羽郡吉井町大字千年628	うきは市吉井町千年628	17・3・20
う介療1	筑後川温泉病院	浮羽郡浮羽町大字古川1055番地	うきは市浮羽町古川1055	17・3・20
う介15	医療法人鳥越胃腸科外科医院	浮羽郡吉井町911-1	うきは市吉井町911-1	17・3・20
う介16	医療法人安元医院	浮羽郡浮羽町大字朝田34-2	うきは市浮羽町朝田34-2	17・3・20
う介18	医療法人上田内科胃腸科医院	浮羽郡浮羽町大字高見49の2	うきは市浮羽町高見49の2	17・3・20
う介療2	奥村病院	浮羽郡吉井町216番地の2	うきは市吉井町216-2	17・3・20
う介22	医療法人瀬江整形外科医院	浮羽郡吉井町612-1	うきは市吉井町612-1	17・3・20
う介24	医療法人井上眼科医院	浮羽郡吉井町大字清瀬113-1	うきは市吉井町清瀬113-1	17・3・20
う介25	医療法人いのうえ耳鼻咽喉科クリニック	浮羽郡吉井町735-1	うきは市吉井町735-1	17・3・20
う介26	医療法人浮羽外科医院	浮羽郡浮羽町大字東隈上342-9	うきは市浮羽町東隈上342-9	17・3・20
う介1	宮崎医院	浮羽郡浮羽町大字小塩3078	うきは市浮羽町小塩3078	17・3・20
う介6	稚井産婦人科医院	浮羽郡吉井町1324-1	うきは市吉井町1324-1	17・3・20
う介2	平川産婦人科医院	浮羽郡浮羽町大字朝田404-1	うきは市浮羽朝田404-1	17・3・20
う介5	小児科豊田医院	浮羽郡吉井町58-1	うきは市吉井町58-1	17・3・20

う介7	平井内科医院	浮羽郡吉井町大字清瀬584-2	うきは市吉井町清瀬584-2	17・3・20
う介3	坂本内科医院	浮羽郡浮羽町大字朝田355-5	うきは市浮羽朝田355-5	17・3・20
う介8	杉内科医院	浮羽郡吉井町943-1	うきは市吉井町943-1	17・3・20
う介13	国武内科医院	浮羽郡浮羽町大字朝田647-1	うきは市浮羽朝田647-1	17・3・20
う介10	田中医院	浮羽郡浮羽町大字山北288-1	うきは市浮羽山北288-1	17・3・20
う介11	国武胃腸科外科医院	浮羽郡浮羽町大字浮羽395-5	うきは市浮羽浮羽395-5	17・3・20
う介14	医療法人境泌尿器科医院	浮羽郡吉井町609-2	うきは市吉井町609-2	17・3・20
柳介88	吉田医院	山門郡三橋町大字今古賀172-4	柳川市三橋町今古賀172-4	17・3・21
柳介89	吉田医院	山門郡三橋町大字垂見556	柳川市三橋町垂見556	17・3・21
柳介90	川口内科医院	山門郡三橋町大字高畑293-1	柳川市三橋町高畑293-1	17・3・21
柳介91	やなかわ星子クリニック	山門郡三橋町大字柳河419-6	柳川市三橋町柳河419-6	17・3・21
柳介106	沓掛医院	山門郡三橋町大字久末190	柳川市三橋町久末190	17・3・21
柳介107	古賀医院	山門郡三橋町大字柳河815	柳川市三橋町柳河815	17・3・21
柳介108	横尾医院	山門郡大和町大字中島496-2	柳川市大和町中島496-2	17・3・21
柳介109	千蔵医院	山門郡大和町大字鷹ノ尾534-3	柳川市大和町鷹ノ尾534-3	17・3・21
柳介110	溝上整形外科医院	山門郡大和町大字塩塚643-1	柳川市大和町塩塚643-1	17・3・21

柳介111	津留医院	山門郡大和町大字豊原130の9	柳川市大和町豊原130の9	17・3・21
柳介112	内田医院	山門郡大和町大字塩塚721	柳川市大和町塩塚721	17・3・21
柳介114	西山医院	山門郡大和町大字中島543-1	柳川市大和町中島543-1	17・3・21
柳介95	医療法人河口医院	山門郡三橋町大字浦船津56の2	柳川市三橋町浦船津56の2	17・3・21
柳介96	医療法人正寿会鎌田外科病院	山門郡三橋町大字高畑263	柳川市三橋町高畑263	17・3・21
柳介97	医療法人松尾医院	山門郡三橋町大字白鳥486-1	柳川市三橋町白鳥486-1	17・3・21
柳介98	医療法人津末医院	山門郡三橋町大字久末809-1	柳川市三橋町久末809-1	17・3・21
柳介99	整形外科・皮膚科・柳川ツシ医院	山門郡三橋町大字柳河867-3	柳川市三橋町柳河867-3	17・3・21
柳介100	医療法人森田整形外科医院	山門郡三橋町大字藤吉475-5	柳川市三橋町藤吉475-5	17・3・21
柳介101	医療法人耳鼻咽喉科伊東医院	山門郡三橋町大字高畑233	柳川市三橋町高畑233	17・3・21
柳介102	医療法人皇子医院	山門郡三橋町大字下百町44	柳川市三橋町下百町44	17・3・21
柳介104	三橋長田医院	山門郡三橋町大字今古賀213-1	柳川市三橋町今古賀213-1	17・3・21
柳介113	医療法人藤溪会藤野医院	山門郡大和町大字中島1054-2	柳川市大和町中島1054-2	17・3・21
朝介歯55	熊谷歯科医院	朝倉郡三輪町大字新町175-9	朝倉郡筑前町新町175-9	17・3・22
朝介歯38	仲道歯科医院	朝倉郡宝珠山村大字福井695	朝倉郡東峰村大字福井695	17・3・28

朝介歯45	中村歯科医院	朝倉郡夜須町大字篠隈315	朝倉郡筑前町篠隈315	17・3・22
朝介歯64	相良歯科医院	朝倉郡三輪町大字久光912-3	朝倉郡筑前町久光912-3	17・3・22
朝介歯51	井上歯科診療所	朝倉郡夜須町大字東小田78-4	朝倉郡筑前町東小田78-4	17・3・22
朝介歯54	松原歯科	朝倉郡夜須町大字篠隈191-2	朝倉郡筑前町篠隈191-2	17・3・22
朝介歯53	伊藤歯科医院	朝倉郡夜須町大字松延680-2	朝倉郡筑前町松延680-2	17・3・22
朝介歯56	桑野歯科医院	朝倉郡三輪町大字山隈1454-1	朝倉郡筑前町山隈1454-1	17・3・22
朝介歯59	田邊歯科医院	朝倉郡夜須町大字二166-4	朝倉郡筑前町二166-4	17・3・22
朝介歯66	池本歯科医院	朝倉郡三輪町大字依井434-1	朝倉郡筑前町依井434-1	17・3・22
朝介歯75	スーパール歯科	朝倉郡夜須町大字東小田448-2	朝倉郡筑前町東小田448-2	17・3・22
う介歯6	田村歯科医院	浮羽郡吉井町223-4	うきは市吉井町223-4	17・3・20
う介歯1	古賀歯科医院	浮羽郡吉井町1232-5	うきは市吉井町1232-5	17・3・20
う介歯2	三浦歯科医院	浮羽郡浮羽町大字朝田676-4	うきは市浮羽町朝田676-4	17・3・20
う介歯3	すぎょう歯科	浮羽郡浮羽町大字浮羽396-7	うきは市浮羽町浮羽396-7	17・3・20
う介歯4	佐々木歯科医院	浮羽郡浮羽町大字朝田68-7	うきは市浮羽町朝田68-7	17・3・20
う介歯5	佐藤歯科医院	浮羽郡吉井町大字千年230	うきは市吉井町千年230	17・3・20
う介歯9	廣田歯科医院	浮羽郡吉井町1316-62	うきは市吉井町1316-62	17・3・20

う介歯11	たけうち歯科 医院	浮羽郡吉井町大字鷹取 26-10	うきは市吉井町鷹取26 -10	17・3・20
う介歯10	とろごえ歯科 医院	浮羽郡吉井町1372-2	うきは市吉井町1372- 2	17・3・20
う介歯7	医療法人古賀 歯科医院	浮羽郡浮羽町大字朝田 382-2	うきは市浮羽町朝田382- 2	17・3・20
う介歯8	医療法人社団 耳納皓歯会矢 野歯科医院	浮羽郡吉井町565-1	うきは市吉井町565- 1	17・3・20
柳介歯43	古賀歯科診療 所	山門郡三橋町大字蒲船 津1150-2	柳川市三橋町蒲船津 1150-2	17・3・21
柳介歯44	木村歯科医院	山門郡三橋町大字柳河 584	柳川市三橋町柳河584	17・3・21
柳介歯45	中川歯科医院	山門郡三橋町大字下百 町36-6	柳川市三橋町下百町36 -6	17・3・21
柳介歯46	内田歯科医院	山門郡三橋町大字藤吉 527	柳川市三橋町藤吉527	17・3・21
柳介歯47	長友歯科	山門郡三橋町大字高畑 260-3	柳川市三橋町高畑260 -3	17・3・21
柳介歯48	えり歯科医院	山門郡三橋町大字白鳥 484-2	柳川市三橋町白鳥484 -2	17・3・21
柳介歯51	大村歯科医院	山門郡大和町大字中島 12	柳川市大和町中島12	17・3・21
柳介歯52	井上歯科医院	山門郡大和町大字徳益 596-1	柳川市大和町徳益596 -1	17・3・21
柳介歯53	大淵いつき歯 科クリニック	山門郡大和町大字豊原 589	柳川市大和町豊原589	17・3・21
柳介歯54	松藤歯科医院	山門郡大和町大字中島 143	柳川市大和町中島143	17・3・21
柳介歯55	医療法人成和 会平河歯科医 院	山門郡大和町大字中島 954-1	柳川市大和町中島954 -1	17・3・21

筑紫介薬 42	たんぽぽ薬局	筑紫野市大字二日市 1036-15	筑紫野市二日市中央1 丁目3-7	17・3・1
朝介薬2	養父薬局	朝倉郡宝珠山村大字宝 珠山6339-1	朝倉郡東峰村大字宝珠 山6339-1	17・3・28
朝介薬4	有限会社裕生 堂薬局朝倉店	朝倉郡姪刈町大字242- 17	朝倉郡筑前町二242- 17	17・3・22
朝介薬7	栗田薬局	朝倉郡三輪町大字栗田 1410-3	朝倉郡筑前町栗田1410 -3	17・3・22
朝介薬9	中央薬局 夜 須店	朝倉郡夜須町大字東小 田1141-6	朝倉郡筑前町東小田 1141-6	17・3・22
う介薬2	だるま薬局	浮羽郡浮羽町大字朝田 408	うきは市浮羽町朝田408	17・3・20
う介薬3	長尾薬局	浮羽郡浮羽町大字古川 949-3	うきは市浮羽町古川949- 3	17・3・20
う介薬1	矢野薬局	浮羽郡吉井町1238	うきは市吉井町1238	17・3・20
う介薬4	有限会社エソ ラ薬局	浮羽郡吉井町1170-6	うきは市吉井町1170- 6	17・3・20
う介薬5	ヨソラツ薬局	浮羽郡吉井町1316-17	うきは市吉井町1316- 17	17・3・20
う介薬6	よしまつ薬局 大村店	浮羽郡吉井町大字清瀬 110-15	うきは市吉井町清瀬10- 15	17・3・20
う介薬7	よしい調剤薬 局	浮羽郡吉井町721-9	うきは市吉井町721- 9	17・3・20
う介薬10	コモリタ薬局	浮羽郡吉井町1296	うきは市吉井町1296	17・3・20
う介薬8	菜の花吉井薬 局	浮羽郡吉井町大字若宮 123-5	うきは市吉井町若宮123- 5	17・3・20
う介薬9	そうごう薬局 吉井店	浮羽郡吉井町609-8	うきは市吉井町609- 8	17・3・20
う介薬11	ひばり薬局	浮羽郡吉井町892-7	うきは市吉井町892- 7	17・3・20
柳介薬27	株式会社大坪 薬局	山門郡三橋町大字下百 町36	柳川市三橋町下百町36	17・3・21

柳介葉28	敬昭堂三橋薬局	山門郡三橋町大字白鳥611-1	柳川市三橋町白鳥611-1	17・3・21
柳介葉30	コアラ薬局	山門郡三橋町大字柳河814-1	柳川市三橋町柳河814-1	17・3・21
柳介葉31	平川薬局	山門郡三橋町大字高畑195番地の2	柳川市三橋町高畑195番地の2	17・3・21
柳介葉32	しらとり薬局	山門郡三橋町大字白鳥485-1	柳川市三橋町大字白鳥485-1	17・3・21
柳介葉33	パンダ薬局今古賀店	山門郡三橋町大字今古賀44-1	柳川市三橋町今古賀44-1	17・3・21
柳介葉34	柳川中央薬局	山門郡三橋町大字今古賀211番地の3	柳川市三橋町今古賀211番地の3	17・3・21
柳介葉35	ハート薬局	山門郡三橋町大字蒲船津390-9	柳川市三橋町蒲船津390-9	17・3・21
柳介葉38	合名会社だるま薬局	山門郡大和町大字中島955-1	柳川市大和町中島955-1	17・3・21
柳介葉39	中島調剤薬局	山門郡大和町大字中島1050-3	柳川市大和町中島1050-3	17・3・21
朝生介老1	介護老人保健施設 城山荘	朝倉郡三輪町大字山隈501	朝倉郡筑前町大久保501	17・3・22
朝生介老4	介護老人保健施設 サンビレッジ朝日ヶ丘	朝倉郡夜須町大字朝日568	朝倉郡筑前町朝日568	17・3・22
う生介老1	介護老人保健施設 うきは	浮羽郡浮羽町大字古川1053-8	うきは市浮羽町古川1053-8	17・3・20
柳生介老3	介護老人保健施設 ソンテ	山門郡大和町大字豊原521-7	柳川市大和町豊原521-7	17・3・21
朝介訪1	たちあらい訪問看護ステーション	朝倉郡三輪町大字山隈842-1	朝倉郡筑前町山隈842-1	17・3・22

う介訪1	浮羽郡医師会訪問看護ステーション	浮羽郡吉井町692番地	うきは市吉井町692番地	17・3・20
柳介訪5	柳川山門医師会訪問看護ステーション	山門郡三橋町大字蒲船津351	柳川市三橋町蒲船津351	17・3・21
朝居4	太陽セラノイド株式会社 久留米営業所	朝倉郡三輪町大字高田585	朝倉郡筑前町高田585	17・3・22
久居78	中央ホームヘルプサービス	久留米市中央町33-6 東久保第一ビル2F	久留米市中央町29-19 コソフナー ト篠原2F	16・11・1
飯居55	有限会社クアサポート・コスモス	飯塚市大字相田259-40	飯塚市大字下三緒303-1	16・12・1
田川居39	「しらゆり」ヘルパーサービスステーション	田川市大字伊田1879-1	田川郡大任町大字今任原3401-116	17・3・1
大野居16	大野城市北ケアサービスセンター ことまれの郷	大野城市瓦田4丁目2-1	大野城市仲畑3丁目10-21	17・4・1
大野支8	大野城市北ケアサービスセンター ビスコもれびの郷	大野城市瓦田4丁目2-1	大野城市仲畑3丁目10-21	17・4・1
像支22	大島村社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	宗像郡大島村1809-32 ふれ愛センター内	宗像市大島1809-32 ふれ愛センター内	17・3・28
像居27	大島村社会福祉協議会 指定訪問介護事業所	宗像市大島1809番地の32 ふれ愛センター内	宗像市大島1809-32 ふれ愛センター内	17・3・28

朝居 9	たちあらいホームヘルパーステーション	朝倉郡三輪町大字山隈842-1	朝倉郡筑前町山隈842-1	17・3・22
朝支 1	たちあらいケアプランサービス	朝倉郡三輪町大字山隈842-1 弘医荘1階	朝倉郡筑前町山隈842-1 弘医荘1階	17・3・22
朝居17	朝倉苑 訪問介護事業所	朝倉郡筑前町原地蔵2226番地の3	朝倉郡筑前町原地蔵2226-3	17・3・22
朝居18	デイサービスセンター美和の里通所介護事業所	朝倉郡三輪町大字野町2226番地の3	朝倉郡筑前町大字野町2226-3	17・3・22
朝居10	朝倉苑 短期入所生活介護事業所	朝倉郡筑前町原地蔵2226番地の3	朝倉郡筑前町原地蔵2226-3	17・3・22
朝支 4	朝倉苑居宅介護支援事業所	朝倉郡筑前町原地蔵2226番地の3	朝倉郡筑前町原地蔵2226-3	17・3・22
朝介福 3	特別養護老人ホーム 朝倉苑	朝倉郡三輪町大字野町2226-3	朝倉郡筑前町原地蔵2226-3	17・3・22
朝支 5	三愛ケアプランセンター	朝倉郡三輪町大字久光1264	朝倉郡筑前町久光1264	17・3・22
朝支 2	朝倉記念病院 ケアプランサービス	朝倉郡三輪町大字山隈500	朝倉郡筑前町大久保500	17・3・22
朝居11	三愛ケアケアセンター	朝倉郡三輪町大字久光1264	朝倉郡筑前町久光1264	17・3・22
朝居 2	グループホーム弘医荘	朝倉郡三輪町大字高上962	朝倉郡筑前町高上962	17・3・22
朝居 3	たちあらいデイサービスセンター	朝倉郡三輪町大字山隈842-1	朝倉郡筑前町山隈842-1	17・3・22
朝居 6	ゾット・リンク	朝倉郡三輪町大字栗田1352-5	朝倉郡筑前町栗田1352-5	17・3・22

朝支 6	夜須町社会福祉協議会夜須町指定居宅介護支援事業所	朝倉郡筑前町篠隈339番地の1 夜須町社会福祉センター	朝倉郡筑前町篠隈339-1 夜須町社会福祉センター	17・3・22
朝支 7	朝老園 居宅介護支援事業所	朝倉郡筑前町朝日586番地	朝倉郡筑前町朝日586	17・3・22
朝介福 4	特別養護老人ホーム 朝老園	朝倉郡筑前町朝日586番地	朝倉郡筑前町朝日586	17・3・22
朝居12	朝老園 デイ・サービスセンター	朝倉郡筑前町朝日586番地	朝倉郡筑前町朝日586	17・3・22
朝居13	夜須町社会福祉協議会 夜須町指定訪問介護事業所	朝倉郡筑前町篠隈339番地の1 夜須町社会福祉センター	朝倉郡筑前町篠隈339-1 夜須町社会福祉センター	17・3・22
朝居14	デイサービスセンター清和園	朝倉郡東峰村大字小石原708番地の13	朝倉郡東峰村大字小石原708-13	17・3・28
朝介福 5	特別養護老人ホーム 清和園	朝倉郡東峰村大字小石原708番地の13	朝倉郡東峰村大字小石原708-13	17・3・28
朝居 8	東峰村社協ホームヘルパーサービス	朝倉郡東峰村大字小石原鼓2846番地	朝倉郡東峰村大字小石原鼓2846	17・3・30
朝支 8	まるごとケアプランサービス宝珠の郷	朝倉郡東峰村大字福井942番地の1	朝倉郡東峰村大字福井942-1	17・3・28
朝介福 6	特別養護老人ホーム 宝珠の郷	朝倉郡宝珠山村大字福井942-1	朝倉郡東峰村大字福井942-1	17・3・28
朝居15	まるごとケアサービス宝珠の郷	朝倉郡東峰村大字福井942番地の1	朝倉郡東峰村大字福井942-1	17・3・28

う居16	宝珠の郷短期 入所生活介護 事業所	朝倉郡東峰村大字福井 942番地の1	朝倉郡東峰村大字福井 942-1	17・3・28
う居1	にじ農業協同 組合「JAに じヘルベース テーション」	浮羽郡吉井町大字八和 田875-1	うきは市吉井町八和田 875-1	17・3・20
う支2	にじ農業協同 組合「JAに じヘルベース テーション」	浮羽郡吉井町352-1	うきは市吉井町352- 1	17・3・20
う介福1	特別養護老人 ホーム 水月 吉井	浮羽郡吉井町大字新治 176番地の1	うきは市吉井町新治176- 1	17・3・20
う支3	水月吉井ケア テラソンサービ ス	浮羽郡吉井町大字新治 176-1	うきは市吉井町新治176- 1	17・3・20
う居14	デイサービス センター か りん	浮羽郡吉井町大字新治 176番地の1	うきは市吉井町新治176- 1	17・3・20
う居2	JAにじデイ サービスセン ター「にじの 家」	浮羽郡吉井町大字八和 田875-1	うきは市吉井町八和田 875-1	17・3・20
う居16	サンエステ株 式会社 デイ サービス筑水 荘	浮羽郡吉井町大字千年 596	うきは市吉井町千年596	17・3・20
う居3	株式会社かが し屋	浮羽郡吉井町大字清瀬 477-4	うきは市吉井町清瀬477- 4	17・3・20
う居8	「にじの家」 福祉用具貸与 事業所	浮羽郡吉井町大字八和 田875-1	うきは市吉井町八和田 875-1	17・3・20
う居9	グループケア ムゆり苑	浮羽郡吉井町大字生葉 705-1	うきは市吉井町生葉705- 1	17・3・20

う居10	ヘルベーステ ーション涼風	浮羽郡吉井町大字生葉 621-1 学信館内1 階	うきは市吉井町生葉621- 1 学信館内1階	17・3・20
う支1	うきは市ケア テラソンサービ スセンター	浮羽郡浮羽町大字朝田 589の1番地	うきは市浮羽町大字朝 田589-1	17・3・20
う居12	デイサービス センター え びね	浮羽郡浮羽町大字古川 707-3	うきは市浮羽町古川707- 3	17・3・20
う居13	特別養護老人 ホーム えび ね荘	浮羽郡浮羽町大字古川 707-3	うきは市浮羽町古川707- 3	17・3・20
う居15	うきは市デイ サービスセン ター	浮羽郡浮羽町大字古川 718番地4	うきは市浮羽町古川718- 4	17・3・20
う支4	ケアテラソンサ ービスえびね	浮羽郡浮羽町大字古川 707-3	うきは市浮羽町古川707- 3	17・3・20
う支5	老健うきはケ アテラソンサー ビス	浮羽郡浮羽町大字古川 1053	うきは市浮羽町古川 1053	17・3・20
う支6	筑後川温泉病 院ケアテラソ ンサービス	浮羽郡浮羽町大字古川 1055	うきは市浮羽町古川 1055	17・3・20
う居17	うきは市ヘル ペーステーシ ョン	浮羽郡浮羽町大字朝田 589番地1	うきは市浮羽町朝田589- 1	17・3・20
う居18	ケアサービス ウキコ	浮羽郡浮羽町大字浮羽 824番地	うきは市浮羽町浮羽824	17・3・20
う居5	有限会社サボ ート・さくら	浮羽郡浮羽町大字三春 1526-3	うきは市浮羽町三春 1526-3	17・3・20
う居6	有限会社ライ フ・エイド	浮羽郡浮羽町大字高見 1459	うきは市浮羽町高見 1459	17・3・20
う居4	さわやか介護 ・あさだ	浮羽郡浮羽町大字高見 1871-1	うきは市浮羽町高見 1871-1	17・3・20

う居7	グループホーム三春	浮羽郡浮羽町大字三春 1982-1	うきは市浮羽町三春 1982-1	17・3・20
う居11	J A にじぞい サービスマスターにじの家 うきは	浮羽郡浮羽町大字朝田 694-1	うきは市浮羽町朝田694-1	17・3・20
大居100	ケアサービスゆう	山門郡瀬高町大字下庄 1465-12	大牟田市黄金町2丁目 49	16・6・15
柳支18	社会福祉法人やまと医正会	山門郡大和町大字栄220番地の2	柳川市大和町栄220-2	17・3・21
柳支19	柳川農協ヘルパーステーション ショントんぼの会	山門郡大和町大字栄360-2	柳川市大和町栄360-2	17・3・21
柳支20	社会福祉法人大和町社会福祉協議会	山門郡大和町大字栄234番地	柳川市大和町栄234	17・3・21
柳支16	サンテナケアプランナー ピス	山門郡大和町大字豊原 521番地の7	柳川市大和町豊原521-7	17・3・21
柳介福4	特別養護老人ホーム 敬和苑	山門郡大和町大字栄220番地の2	柳川市大和町栄220-2	17・3・21
柳居30	敬和苑 通所介護事業所	山門郡大和町大字栄220番地の2	柳川市大和町栄220-2	17・3・21
柳居31	敬和苑 ヘルパーステーション	山門郡大和町大字栄220番地の2	柳川市大和町栄220-2	17・3・21
柳居33	レンタルサービス すいすい	山門郡大和町大字六台 1779	柳川市大和町六台1779	17・3・21
柳居22	グループホーム敬和苑	山門郡大和町大字栄220-2	柳川市大和町栄220-2	17・3・21

柳居20	有限会社松本 プランニング	山門郡大和町大字豊原 594-18	柳川市大和町豊原 594-18	17・3・21
柳居23	グループホーム第二敬和苑	山門郡大和町大字塩塚 1388-1	柳川市大和町塩塚1388-1	17・3・21
柳居25	津留医院 ケアセンター	山門郡大和町大字豊原 130-9	柳川市大和町豊原130-9	17・3・21
柳居24	有料老人ホームさくらんぼ	山門郡大和町大字徳益 459-1	柳川市大和町徳益459-1	17・3・21
柳支17	ありあけ園 居宅介護支援 事業所	山門郡三橋町大字五拾 町547	柳川市三橋町五拾町547	17・3・21
柳居26	デイサービス センターあいの里	山門郡三橋町大字五拾 町547	柳川市三橋町五拾町547	17・3・21
柳居27	デイサービス センターサンブリッジ	山門郡三橋町大字正行 476	柳川市三橋町正行476	17・3・21
柳居28	特別養護老人ホーム ありあけ園	山門郡三橋町大字五拾 町547	柳川市三橋町五拾町547	17・3・21
柳居32	諸藤工業株式会社	山門郡三橋町大字久末 174	柳川市三橋町久末174	17・3・21
柳支21	社会福祉法人三橋町社会福祉協議会	山門郡三橋町大字正行 476 三橋町総合保健 福祉センター	柳川市三橋町正行476 三橋町総合保健福祉 センター	17・3・21
柳支22	三橋町在宅介護 支援センター	山門郡三橋町大字五拾 町547	柳川市三橋町五拾町547	17・3・21
柳居29	(株)コク福祉 事業部	山門郡三橋町大字中山 254	柳川市三橋町中山254	17・3・21
柳居18	ヘルパーステーション ショントんぼ	山門郡三橋町大字吉開 102	柳川市三橋町吉開102	17・3・21
柳支13	輪ケアプラン ナーピス	山門郡三橋町大字吉開 102	柳川市三橋町吉開102	17・3・21

柳居19	ホームヘルプサービスあり あけ園	山門郡三橋町大字五拾町547	柳川市三橋町五拾町547	17・3・21
柳支14	ネットワーク三橋ケアプラ ンサービス	山門郡三橋町大字五拾町290-2	柳川市三橋町五拾町290-2	17・3・21
柳居21	ネットワーク三橋ヘルパー ステーション	山門郡三橋町大字五拾町290-2	柳川市三橋町五拾町290-2	17・3・21
柳介福3	特別養護老人ホーム エル ンテハイム	山門郡三橋町大字蒲船津194-2	柳川市三橋町蒲船津194-2	17・3・21
柳支15	豊原居宅介護 支援センター	山門郡三橋町大字柳町165	柳川市三橋町柳町165	17・3・21

福岡県告示第901号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成17年4月27日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
宗介5	大島村国民健康保険直営 診療所	宗像郡大島村1809-22、1628-3	17・3・27
朝介59	青柳医院	朝倉郡三輪町大字新町327-1	17・3・21
朝介99	本田脳神経外科クリニック	朝倉郡三輪町大字野町1620-5	17・3・21
朝介86	医療法人久賀医院	朝倉郡三輪町大字栗田1414	17・3・21
浮介123	たかはし医院	浮羽郡吉井町18-10	17・3・19
浮介10	福岡県久留米保健所浮羽 支所	浮羽郡吉井町347-1	16・3・31

浮介48	西見医院	浮羽郡吉井町大字富永911	17・3・19
浮介67	菊池医院	浮羽郡吉井町大字八和田1000	17・3・19
浮介74	坂本内科医院	浮羽郡吉井町川前1274-2	17・3・19
山介138	井口こどもクリニック	山門郡三橋町大字今古賀49-3	17・3・20
山介144	村石循環器科内科	山門三橋町大字蒲船津370-1	17・3・20
山介12	林医院	山門郡大和町大字皿垣開1012	17・3・20
遠介50	福岡県立遠賀病院	遠賀郡岡垣町大字手野145	17・3・31
北介歯187	にしむら歯科	糟屋郡新宮町大字下府174-9	17・3・20
北介歯73	大島診療所	宗像郡大島村1765大島開発センター	17・3・27
像介歯20	峯歯科医院	宗像市城西ヶ丘6丁目3-7	17・3・12
而介歯9	篠崎歯科医院	朝倉郡三輪町大字新町347-9	17・3・21
而介歯18	古賀歯科医院	浮羽郡吉井町832-1	17・3・19
南介歯32	石田歯科医院	山門郡三橋町大字久未824-2	17・3・20
朝介3	小石原村立歯科内科診療 所	朝倉郡小石原村大字鼓4834	17・3・27
591	大村薬局	山門郡大和町大字中島483-11	17・3・20
592	山下薬局	山門郡大和町大字中島西上町693	17・3・20
南介薬30	とよばら調剤薬局	山門郡大和町大字豊原字峯形130の3	17・3・20
南介薬31	バード調剤薬局	山門郡三橋町大字蒲船津56-5	17・3・20
大居56	やまなみレンタルサービ ス	大牟田市神田町301	17・2・28
直支9	直方診療所 指定居宅介 護支援事業所	直方市山部字喜藤太504	17・2・28
而支17	三輪町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	朝倉郡三輪町大字久光951-1 めぐばーる三輪健康福祉館	17・3・21
而支18	三輪町在宅介護支援セン ターケアプラザサービス	朝倉郡三輪町野町2226番地の3	17・3・21

高居39	社会福祉法人三輪町社会福祉協議会訪問介護事業所	朝倉郡三輪町大字久光951-1 めぐばーる三輪健康福祉館	17・3・21
高居35	株式会社コムスン 浮羽ケアセンター	うきは市吉井町鷹取字森ノ下241-1	17・3・19
柳居33	レンタルサービス すい	柳川市大和町六合1779	17・3・31
山門居13	宅老所やまと	山門郡大和町大字徳益459-1	17・3・20
南支19	株式会社コムスン 柳川ケアセンター	山門郡三橋町大字高畑104-1	17・3・20

福岡県告示第902号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年 4月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人全国職業能力検定協会

(2) 代表者の氏名

縄田 茂

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目11番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、社会に幅広く門戸を開き多くの就職希望者及び不特定の企業に対して、より有利な雇用機会を拡充するため、就職希望者には企業が必要とする知識や技術などの能力開発の指導及び就職に向けた相談指導、また求人企業には新規採用

社員や在籍社員の更なるスキルアップ指導など、多くの労働者や企業のニーズに的確且つ万全に対処するため、新たな雇用機会を創出し新規雇用の支援及び盤石な企業経営に向け、職能開発事業や雇用促進事業を推し進め地域社会の活性化に貢献寄与することを目的とする。

公 告

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定に基づき、撥川水系に係る河川整備計画を次のように定めたので、同条第6項の規定により公表する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1. 流域および河川の概要

1. 1 流域および河川の概要

撥川ぼちがわはその源を帆柱山ほばしらやま山麓に発し、北九州市の八幡西区を南北に貫流し洞海湾どうかいわんに注ぐ幹川流路延長4.165km、流域面積3.49km²の二級河川である。

その流域は北九州広域都市圏の西部方面の中核である黒崎地域くろさきに位置し、JR鹿児島本線、国道3号および国道200号等の主要な交通路線が存在している。

撥川の河道は、上流域では山地丘陵地帯を流下しており、丘陵地の裾野を抜けた中・下流域では北九州市の副都心として都市機能が集積している黒崎の商業地区を流下し、河口域の工場地帯を抜けて洞海湾に注いでいる。

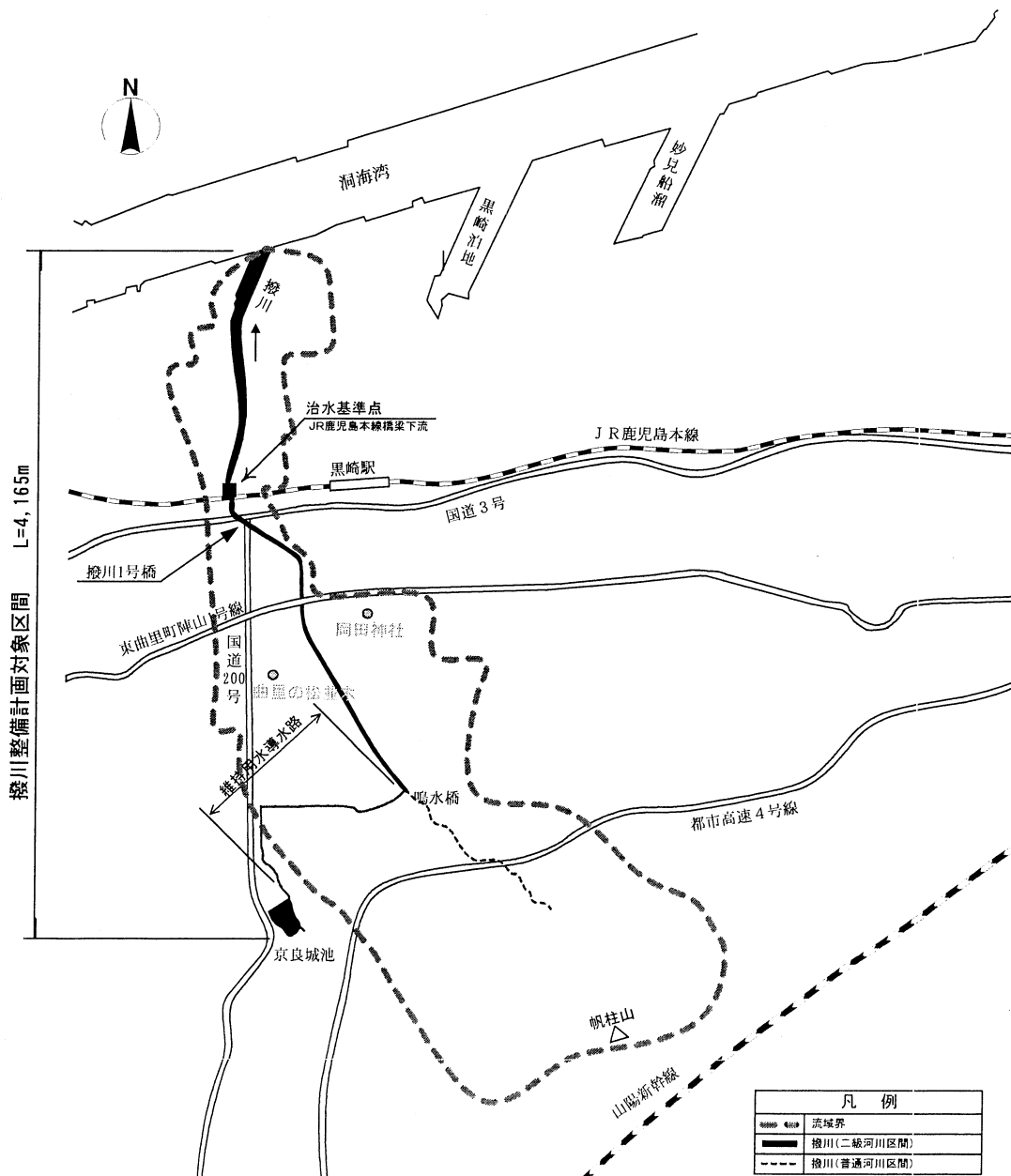


図1-1 撥川流域概要図

(気 候)

撥川流域の気候は瀬戸内海（^{すおうなだ}周防灘）と日本海（^{ひびきなだ}響灘）付近に位置するため、^{うちうみ}内海型気候と日本海型気候の中間的な傾向を示している。

年平均気温は16.3℃、年間降水量は1,700mm前後である。

(地形・地質)

撥川流域は上流域より山麓地、台地、低地に分けられる。

山麓地は^{ふくちやま}福智山山系の山地で、山裾は住宅地・商業地等の都市化が進んだ八幡台地へとつながる。最下流は工場地として利用される埋立地で洞海湾岸低地にあたる。この埋立地は近世の干拓地となっている。

上流域の地質は砂岩や頁岩が基礎をなしており、表層は風化帯となっている。中流から下流域にかけては花崗岩が分布する地域にあたり、そのほとんどは平尾花崗閃緑岩と呼ばれるものである。

(自然環境)

撥川の上流域には帆柱山がそびえ、豊かな自然が保たれており、自然休養林にも指定されている。春、秋の季節には渡り鳥のコースにあたり、年間を通して野鳥が観察できる。

中流域は宅地開発が進み、住宅地が立ち並んでいるが、自然豊かな帆柱山の山麓にあるため野鳥を確認することができる。

下流域は住宅地から商業中心の街並みへと変化しており、^{まがり}曲里の松並木（^{ながさき}長崎街道）や^{おかだ}岡田公園の緑が周辺環境に潤いをあたえている。

河口域流域は工業地帯となっており人工的な護岸のため自然環境に乏しいが、川幅が広く豊かな水面を有しており野生鳥類や海水魚が見られる。

(自然公園等の指定状況)

流域の南東に位置する帆柱山は近傍の^{さらくらやま}皿倉山、^{ごんげんやま}権現山を含めて、北九州国定公園および筑豊県立自然公園の一部となっている。

また、上流域の一部は国有林・保安林の設定や、鳥獣保護法による鳥獣保護区の設定も行われている。

(文化財)

撥川流域では、昔日の長崎街道の面影をとどめる曲里の松並木が昭和46年に市の史跡に指定され、現在、旧街道緑地として整備されている。また、疫病退散を願って古くから行われてきた黒崎祇園行事は昭和43年に県の無形民俗文化財に指定され、毎年夏盛大にくりひろげられている。

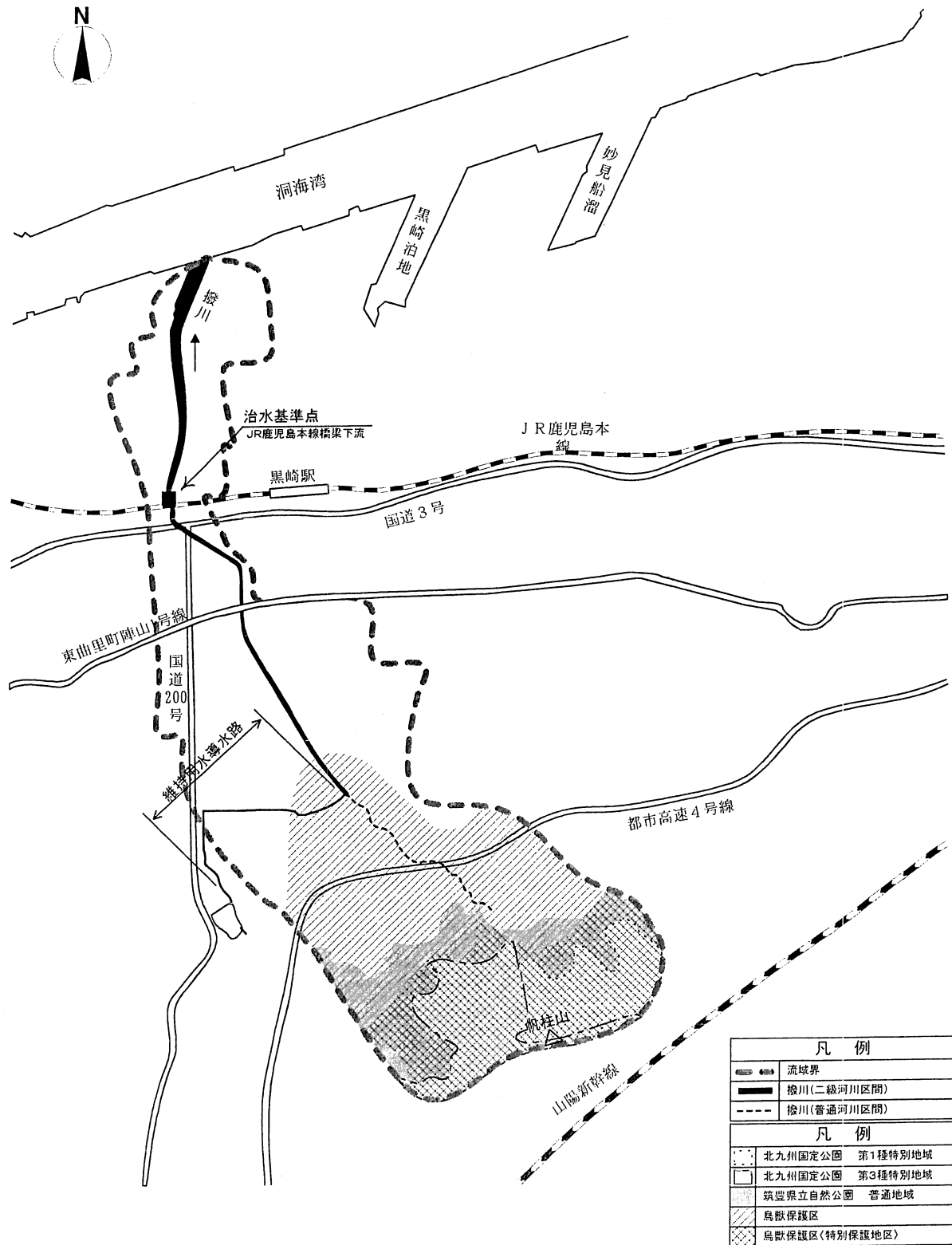


図1-2 自然公園および鳥獣保護法設置区域図
(福岡県環境部資料より作成)

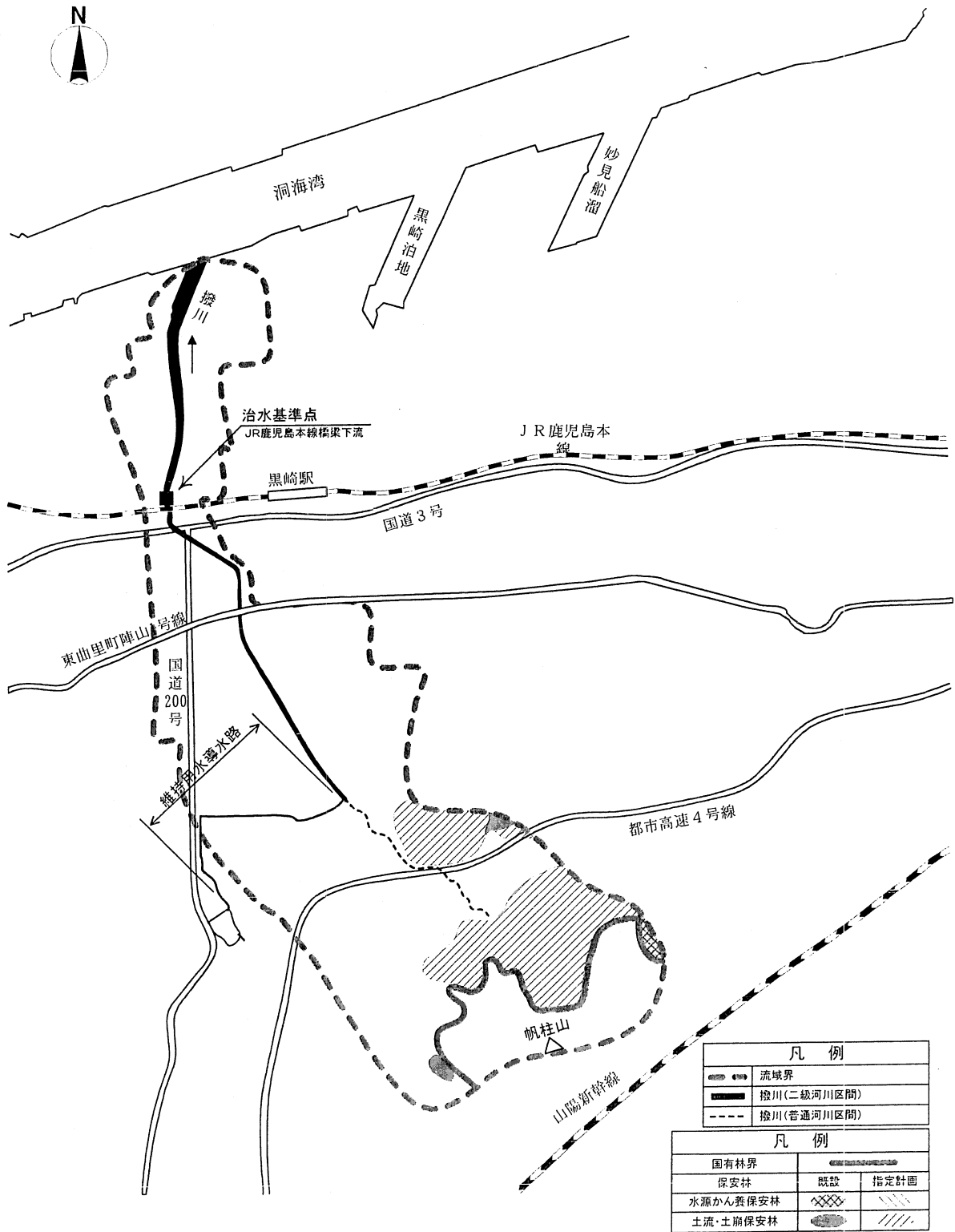


図1-3 国有林・保安林位置図
 (福岡県水産林務部資料より作成)

1. 2 河川の現状と課題

(治水)

撥川水系の治水事業は昭和28年6月の西日本大水害を契機として、昭和29年より砂防工事を開始した。昭和45年に2級河川に指定し、都市基盤河川改修事業として本格的に治水事業に着手した。現在JR鹿児島本線橋梁地点下流における計画高水流量を65m³/sと定め、拡幅、掘削等を実施中である。

また、「北九州中西部河川環境管理基本計画(平成7年3月・福岡県)」を踏まえ、平成7年度には河川再生事業(現・河川環境整備事業)に着手し、副都心黒崎整備計画の一つの核として街と川が一体となった良好な都市環境の実現を目指し平成9年度から河川整備を行っている。

今後は流下能力が不足している区間の治水安全度を向上するための対策が必要である。撥川における過去の主な災害状況は表1-1に示すとおりである。

表1-1 過去の主な災害状況(昭和28年～平成14年)

番号	年	浸水戸数(戸)			主な洪水の雨量		
		北九州市 全域	八幡西区	撥川流域	生起日	1時間(mm)	日雨量(mm)
①	1953(S.28)	79,064	20,025 ^{※1}	-	6.28	-	264
②	1959(S.34)	20,655	-	-	7.14	-	212
③	1966(S.41)	4,709	-	-	6.30	-	255
④	1976(S.51)	3,548	1,997	-	9.13	52	121
⑤	1980(S.55)	1,176	342	-	8.29	41	126
⑥	1981(S.56)	3,311	1,314	-	7.7	57	218
⑦	1985(S.60)	464	105	-	6.23	40	141
⑧	1991(H.3)	155	122	-	9.14	58	108
⑨	1995(H.7)	139	60	10	7.3	40	133
⑩	1999(H.11)	742	153	3	6.29	59	153

・※1：当時の八幡市の浸水戸数を示す。

・表中の「-」：不明であることを示す。

・浸水戸数の出典

①…「昭和28年北九州市大水害写真集 北九州市」

②～③(北九州市)…「北九州市地域防災計画 平成15年4月修正 北九州会議」

④～⑩(北九州市,八幡西区)…「消防年報 北九州市消防局」における年間被害状況

⑨～⑩(撥川流域)…北九州市の調査による

・雨量の出典

①～⑧…八幡観測所(气象台), ⑨～⑩…八幡西区役所(消防局)

【既往最大洪水（S. 28. 6. 28洪水）による災害状況】

表1-2 八幡市の雨量
(八幡市：撥川を含む当時の市名)

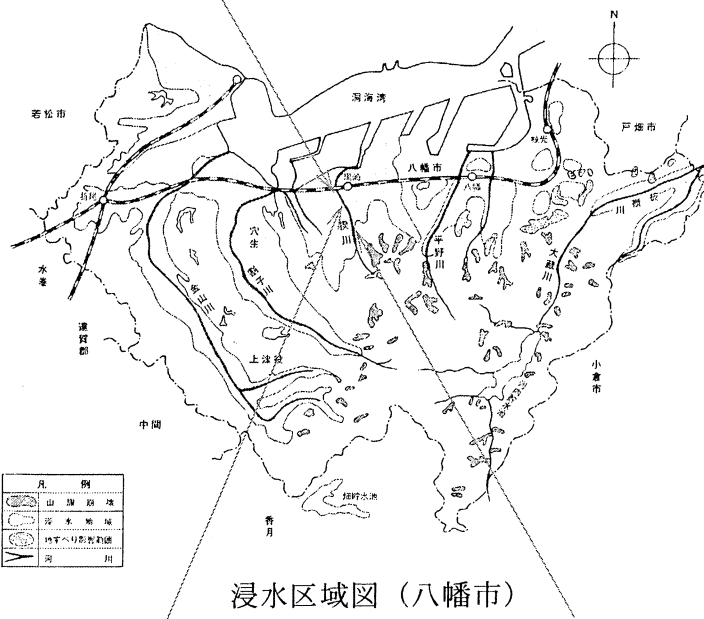
年	月	日	日雨量(mm)
S. 28	6	25	82.0
		26	105.0
		27	49.0
		28	264.0
合計			501.0



曲里川筋

表1-3 被害状況

28年大水害の被害状況								
市名	門司	小倉	若松	八幡	戸畑	計		
罹災総戸数	14,327	41,068	2,995	21,157	3,438	82,985		
人的被害	死者(人)	139	21	0	15	0	175	
	行方不明(人)	4	3	0	1	0	8	
	重傷(人)	87	10	2	46	0	145	
	負傷(軽傷)(人)	3,900	87	4	0	0	4,091	
住家被害	全壊(戸)	547	79	0	451	2	1,079	
	半壊(人)	1,923	108	7	442	20	2,500	
	流失(人)	69	34	0	130	0	233	
	浸水	床上(人)	4,406	15,526	66	4,000	306	24,398
	床下(人)	7,382	25,321	2,922	16,025	3,110	54,760	
一部破損(人)	0	0	0	109	0	109		
農地	流埋(ha)	40	165	0	103	684	992	
	冠水(人)	157	762	450	683	574	2,626	
	流埋(人)	153	200	0	14	297	664	
	冠水(人)	190	200	50	54	336	830	
山崩くずれ(人)	620	66	33	364	0	1,083		



浸水区域図（八幡市）



国道交差点



黒崎中学校

図1-4 浸水地域および災害状況写真

表1-2, 表1-3, 図1-4の出典：昭和28年北九州大水害写真集 北九州市

(利 水)

撥川の水利利用（農業用水、都市用水、内水面漁業等）はない。

(河川空間の利用)

撥川の上流域は急峻な地形のため河道に近寄れず、中流から下流にかけては法面が垂直に近いことから、水辺に下りることが困難となっている。また、河口付近は工場敷地となっており、河川空間の利用はほとんど行われていない。

しかし、平成7年度に河川再生事業（現 河川環境整備事業）に着手し、平成9年度から整備が進められており、整備後は親水性の高い河川となり、大いに利用されることが予想される。

河川の整備にあたっては、良好な環境を生かしながら人と河川の豊かなふれあいの場の確保や、環境教育・環境学習としても利用できるような整備を行う必要がある。

(河川環境)

撥川の上流域は帆柱山にその源を発し自然豊かな森林地帯を下り、宅地開発が進められた地域へと流下する。この区間は急峻な地形で植生が豊かであり、ホタル等の生息も確認されている。

中流域はほぼ直立のコンクリート三面張りで直線的に流下しており生物の生息環境には乏しいものの、土砂堆積で自然に生じた湛水部にはカワムツ、ウキゴリなどの魚類やカワニナ、サカマキガイなどの底生動物が生息している。この区間は河川環境整備事業により緩傾斜護岸の河道整備が進められており、親水性の向上が期待されている。

下流域は全川を通してほぼ直立のコンクリート三面張りとなっており、河道内の生物環境は乏しい。

河口は洞海湾の汽水域のためスズキやサヨリなどの海水魚の遡上が確認されている。

河川の整備にあたっては、既存の生態系に配慮した整備を行う必要がある。

(水質)

水質についてはBOD75値でみると、平成14年度の実績値で厚生年金病院横地点で約2.1 mg/l（環境基準類型B (3mg/l以下)）、J R引込線横の橋地点で約2.9mg/l（環境基準類型C (5mg/l以下)）であり、いずれも環境基準値を満足している。

撥川の水質は近年改善傾向にあり環境基準値も満たしているが、人と河川がふれあえる場の整備のためにも更なる水質向上に努める必要がある。

なお、撥川の上流域には大きな汚染源は少なく、生活排水が汚濁の主体である。下水道整備は昭和38年の皇后崎浄化センターの稼働に始まり、下水道普及率はほぼ100%に達している。

また、河川環境整備事業区間は現在ほぼ全域において合流式雨水排除方式を採用しているが、河川環境整備事業に合わせて分流式雨水排除方式を計画し、さらなる水質改善を目指している。

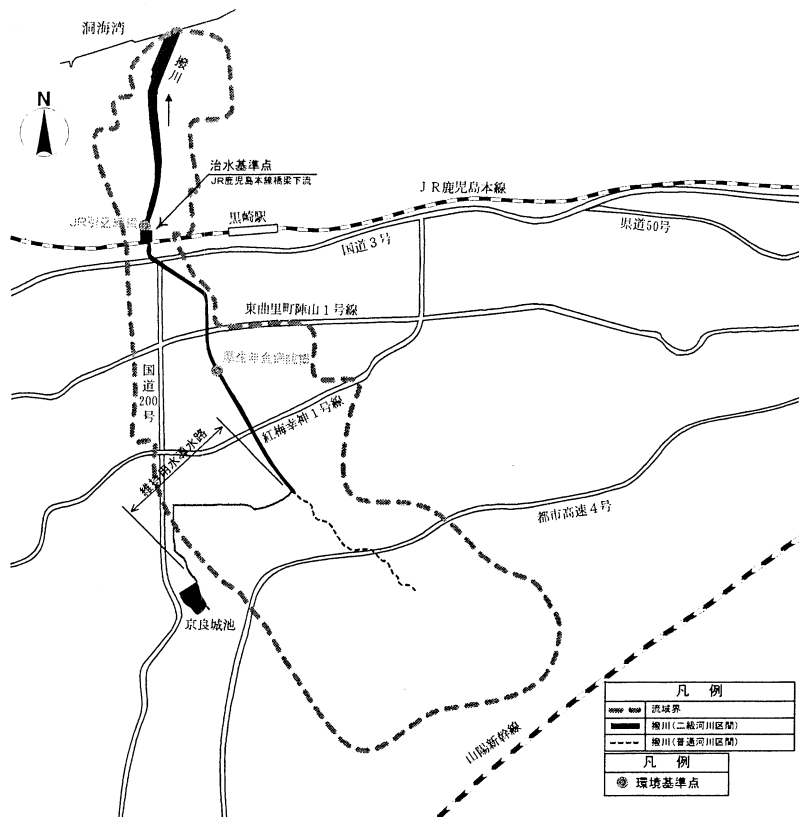


図1-5 環境基準点位置図

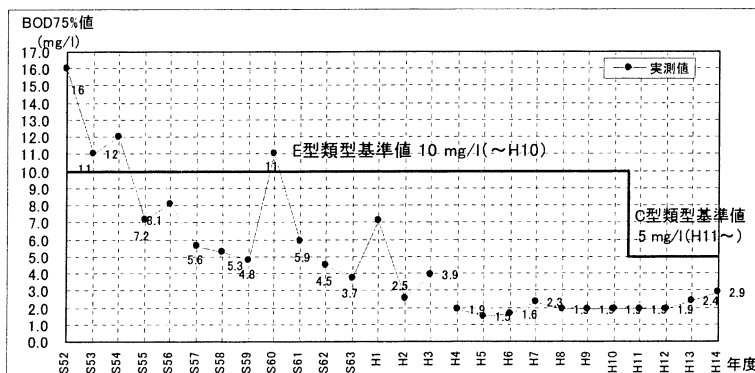


図1-6 撥川 JR引込線横 BOD75%値経年変化

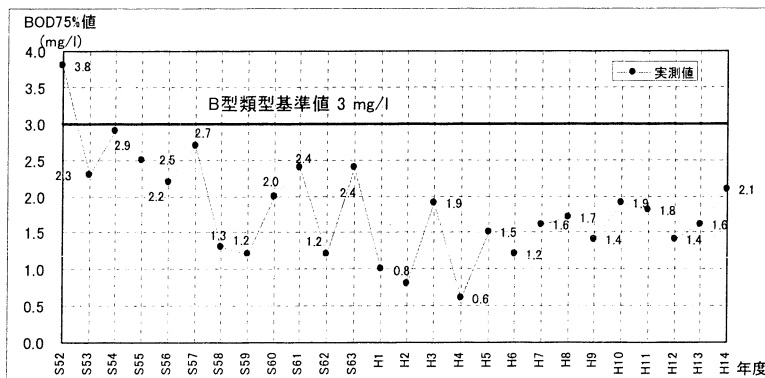


図1-7 撥川 厚生年金病院横 BOD75%値経年変化

出典：北九州市の環境 北九州市環境局

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間

本計画の計画対象区間は、撥川水系における県の管理区間とし、県の管理区間外である鳴水橋上流域（普通河川区間）は除くものとする。

表2-1 計画対象区間

河川名	自	至	区間延長
撥川	河口	北九州市八幡西区京良城町 (京良城池)	約4.2km

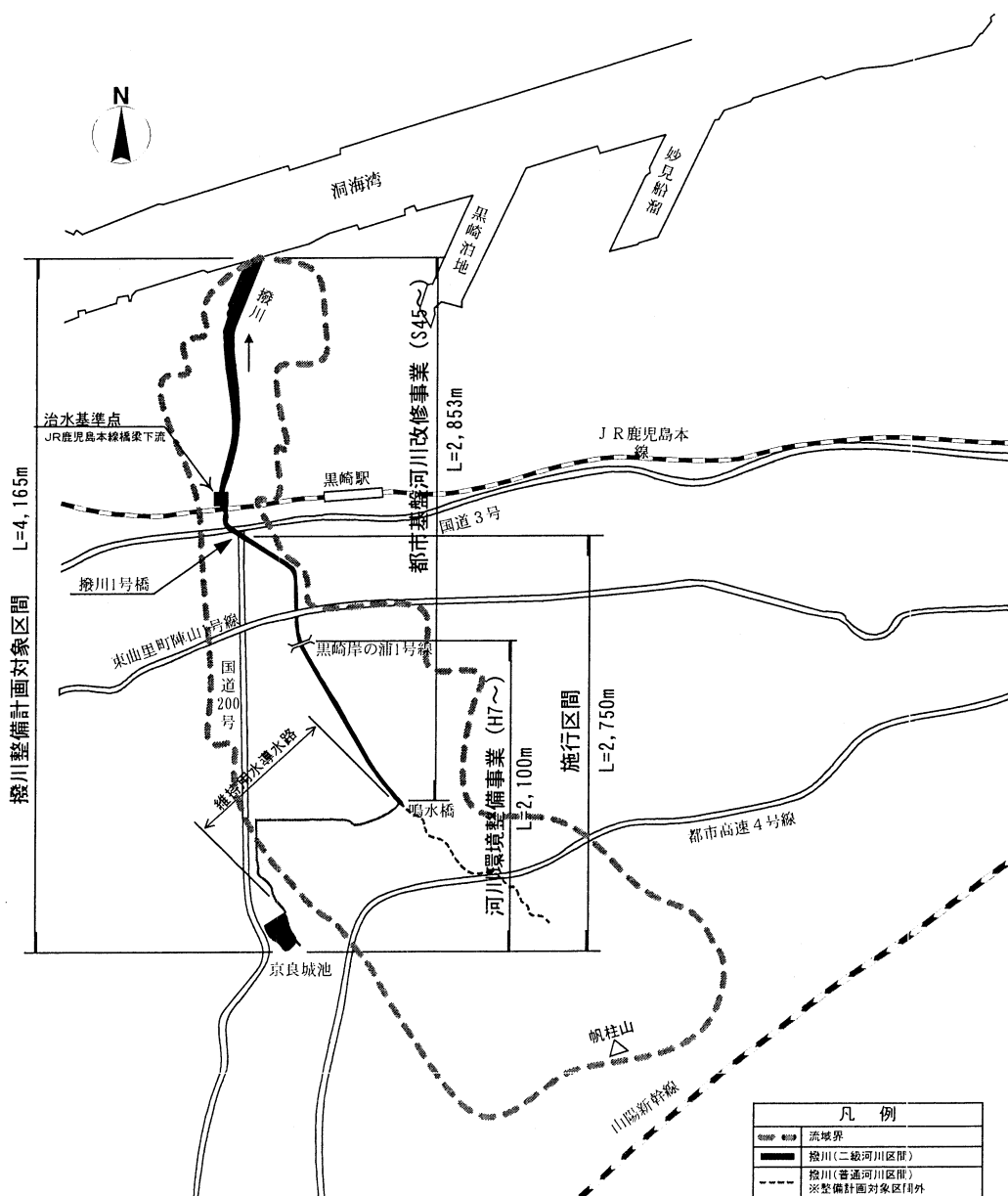


図2-1 撥川整備計画対象区間

2. 2 計画対象期間

本計画の計画対象期間は概ね20年間とし、計画対象区間（延長約4.2 km）のうち流下能力が不足している施行区間（延長約2.8 km）の整備を実施する。

2. 3 洪水による災害の発生の防止または軽減に関する目標

概ね50年に1回の確率で発生すると予想される洪水を安全に流下させるように河川の改修を行う。

なお、洪水時には、情報連絡等の水防体制を強化し、迅速な対応に努める。

2. 4 河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持並びに河川環境の整備と保全に関する目標

河川水は現在は利用されていない。

流水の正常な機能の維持に関しては、京良城池からの導水により流況の改善を推進し、健全な水辺環境が保全されるように流域全体で一体となって取り組んでいく。

水質については環境基準値を満足しているものの、住民と川とのふれあいをより推進するため、関係機関と連携し、下水の分流化等により更なる水質改善に努める。

河川環境の整備と保全に関しては、撥川河川整備基本方針にも記載のある4つのゾーニングのうち、施行区間に該当する「①上流域（はじまりの水辺）」の二級河川区間、「②中流域（出逢いの水辺）」、「③下流域（にぎわいの水辺）」を対象に、各ゾーニングの整備方針のもと、治水面との調和を図りつつ、動植物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、人々が河川とふれあえる場を設けるなど、親水性に配慮した整備を行う。

2. 5 河川整備計画の適用

本整備計画は、現時点の流域の社会状況・自然状況・河道状況に基づき策定されたものであり、策定後においてもこれらの状況の変化や新たな知見・技術の進歩等により、適宜見直しを行う。

■ 施行区間におけるゾーニングごとの整備方針

- ①上流域（はじまりの水辺）：京良城池～鳴水橋
 - ・豊かな自然を生かした水辺の整備（京良城池）。
 - 撥川の水量確保のため京良城池から導水。
- ②中流域（出逢いの水辺）：鳴水橋～黒崎岸の浦1号線
 - ・総合健康・保健地区と一体となった安らぎや心地よさを提供できる河川を整備。
- ③下流域（にぎわいの水辺）：黒崎岸の浦1号線～国道3号
 - ・都市にうるおいを与える景観をもつ河川を整備

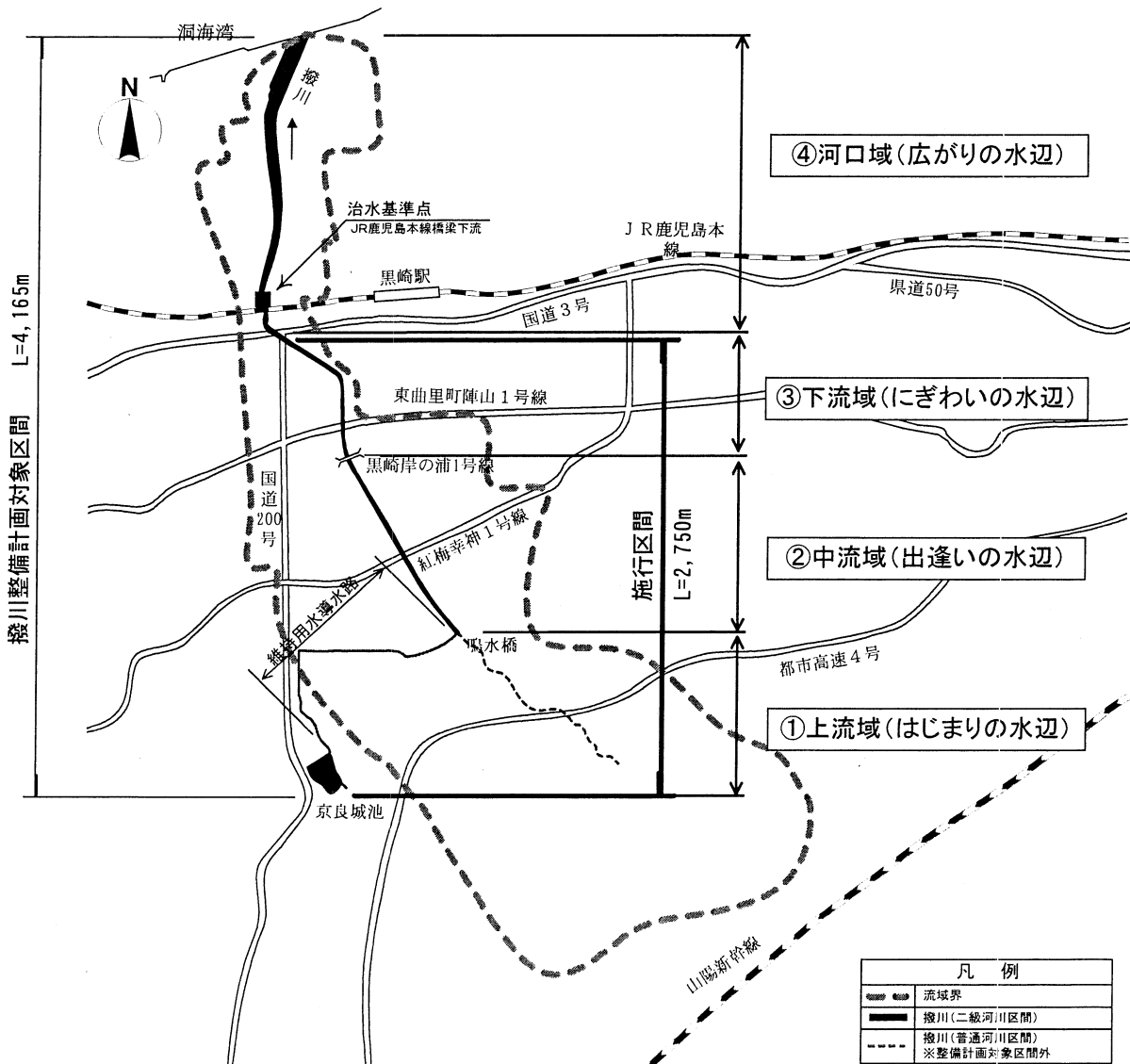


図 2 - 2 撥川のゾーニング

3. 河川の整備の実施に関する事項

3. 1 河川工事の目的

河川改修については整備計画流量（J R鹿児島本線橋梁下流 65m³/sec）を安全に流下させ、出水による浸水被害の軽減を図る。

また、動植物の生息・生育環境および親水性に配慮した工事を行う。

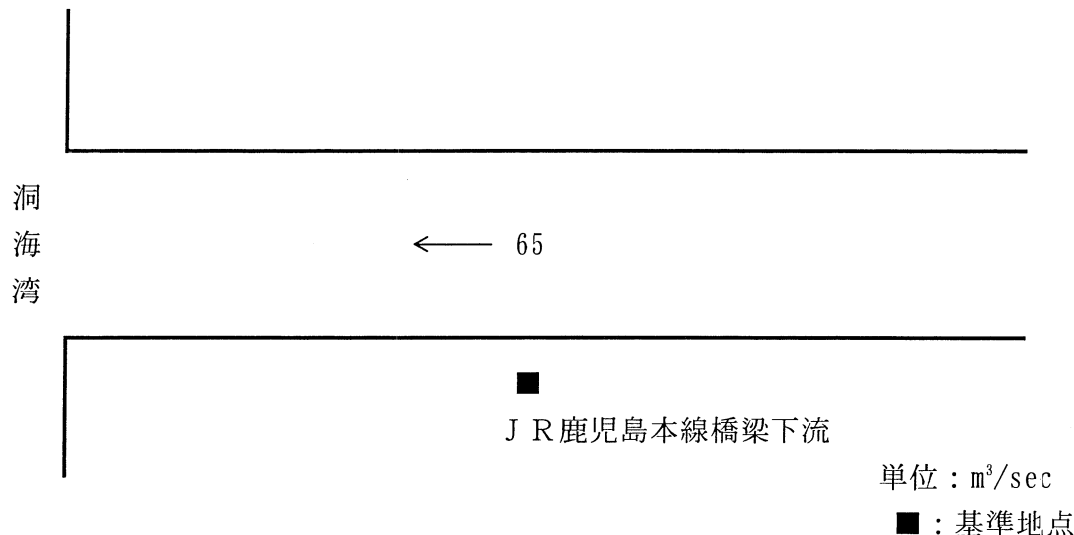


図3-1 撥川計画流量配分図（計画規模1/50）

3. 2 河川工事の種類および施行の場所

整備計画流量（J R鹿児島本線橋梁下流 65m³/sec）を安全に流下させることを目標に、河川の改修として河川断面の拡幅、掘削等を行う。河川工事にあたっては、みお筋の設置や、環境ブロックの使用、緩勾配法面とする区間を設けるなど、動植物の生息・生育環境および親水性に配慮した工事を行う。

また、撥川の平常時の水量を確保するため、京良城池からの導水を行う。京良城池については親水性および景観に配慮した整備を行う。

施行の場所は図2-1に示す施行区間（延長約2.8km）とする。現在は、施行区間のうち、黒崎岸の浦1号線～京良城池区間は河川環境整備事業として、撥川1号橋～黒崎岸の浦1号線区間は都市基盤河川改修事業として整備を実施しており、今後も継続して整備を進める。

■上流域：京良城池（はじまりの水辺）

- ・撥川の平常時の水量を確保する一助として、京良城池から撥川へ導水施設を整備する。
- ・京良城池の豊かな自然を生かし、地域の人々が親しみをもてる景観・親水整備を行う。

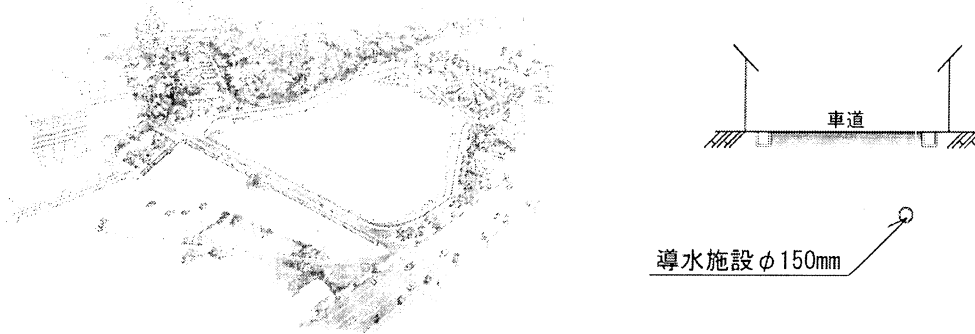


図3-2(1) 整備のイメージ図（京良城池、導水施設断面）

■中流域：鳴水橋～黒崎岸の浦1号線（出逢いの水辺）（延長約800m）

- ・車椅子利用者や高齢者も水辺に近づけるように緩やかな法面を整備する。
- ・河床の一部を掘削し、みお筋を創出する。

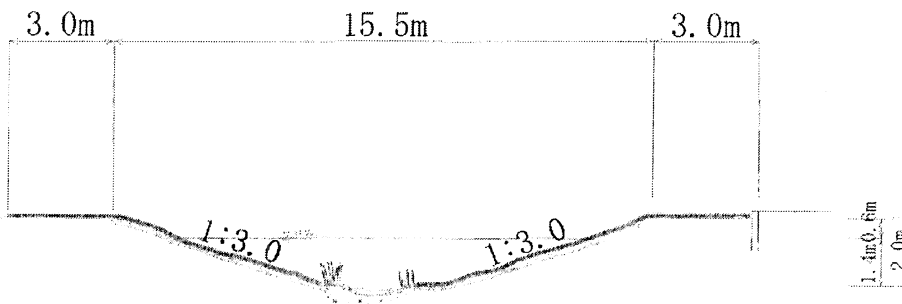


図3-2(2) 整備のイメージ図

■下流域：黒崎岸の浦1号線～撥川1号橋（にぎわいの水辺）

①黒崎岸の浦1号線～撥川2号橋（延長約550m）

- ・沿川の家屋近接状況を考慮し、法面勾配は1:0.5とする。
- ・法面には保護工を行うが、動植物の生息環境に配慮する。
- ・河道内通路の設置により、水際に近づける箇所を設ける。
- ・河床の一部を掘削し、みお筋を創出する。

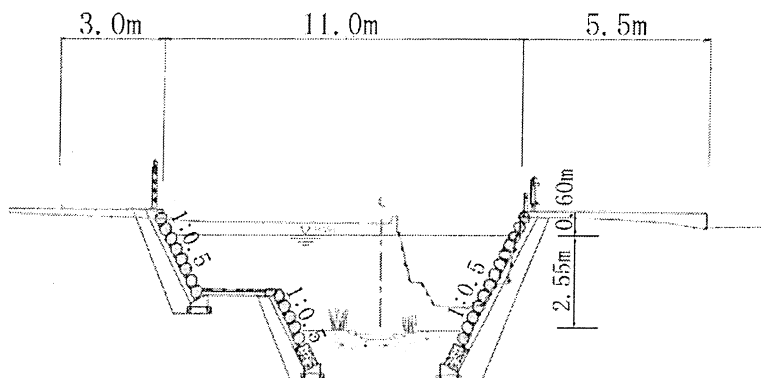


図3-2(3) 整備のイメージ図

②撥川2号橋～撥川1号橋（延長約100m）

- ・暗渠上部は散策路としての利用を考慮した整備を行う。
- ・河床部はみお筋となる形状を整備する。

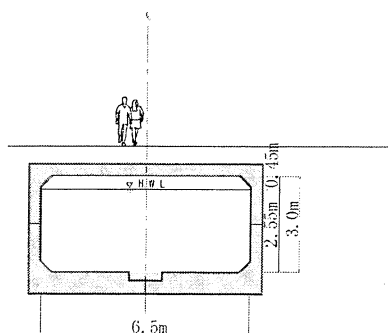


図3-2(4) 整備のイメージ図

3.3 河川の維持の目的

「災害の発生の防止」、「河川の適正な利用および流水の正常な機能の維持」、「河川環境の整備と保全」の観点から、河川の持つ各機能を発揮させることを目的に河川の維持を行う。

3.4 河川の維持の種類および施行の場所

(1) 堤防・護岸および河積の管理

洪水等による災害の発生を防ぐためには、既存の堤防、護岸等の機能を発揮させることが必要である。

このため、堤防・護岸については、法崩れ、亀裂、陥没等の異常がないかを確認し、異常が確認される場合には必要に応じてその補修工事を実施する。

また、堆積土砂により河積が不足する場合は撤去を行う。

(2) 河川環境の管理

河川環境の保全のために必要な植生の管理については、地域住民と関係機関とが連携、協力し周辺環境を考慮しながら除草、保全等の維持管理を行う。

河積不足のため土砂を撤去する場合は、みお筋等自然環境へ極力配慮するものとし、流水の阻害となる河道内の植生については、動植物の生息・生育環境を考慮したうえで適正な管理を行う。

また、河川の水質にも留意して、その保全に努める。

(3) 危機管理

河川整備と相まって、洪水時による被害を軽減するためには、過去の被災経験や現状の治水安全度を踏まえ、地域住民と関係機関とが相互に連携、協力し、洪水危機管理に取り組むことが重要である。

このため、平常時からの危機管理に対する意識の向上および洪水時における円滑な情報伝達を図る。

河川の維持管理は整備計画対象区間で行う。

3.5 地域との連携に関する事項

撥川の河川整備をより円滑かつ効果的に推進していくためには、川は共有の財産であるとの認識のもと、関係する市はもとより撥川沿川の地域住民と連携して川を守り育てていくことが重要である。

このため、河川清掃等の地域住民の自主的な活動に対する支援を行うなど、連携のための種々の方策を講じるように努める。

撥川は従来より住民参加型の河川整備を行ってきたが、今後は更に河川への関心の高揚および河川愛護思想の醸成に努め、住民と協力した維持管理を推進する。

公告

平成17年度パソコン等のウイルス対策ソフトの賃貸借について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 賃貸借内容

(1) 賃貸借契約の名称

平成17年度パソコン等のウイルス対策ソフトの賃貸借契約

(2) 賃貸借契約の特質等

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成18年 3月31日まで

(4) 履行場所

福岡市博多区東公園 7番 7号

福岡県企画振興部高度情報政策課

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 5 第 1 項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成17年 4月 1日現在において、「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成11年 3月福岡県告示第553号)」に定める資格を得ている者であること。

3 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県企画振興部高度情報政策課 (ネットワーク管理班)

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7番 7号

電話番号 092-643-3194

4 契約条項を示す場所

3の部局とする。

5 入札説明書及び仕様書の交付

(1) 期間

この公告の日から平成17年 5月12日 (木) までの福岡県の休日を含め、平成元年福岡県条例第28号) 第 1 条第 1 項に規定する県の休日 (以下「県の休日」という。) を除く毎日、午前 9 時00分から午後 5 時00分まで

(2) 場所

3の部局とする。

6 開札の場所及び日時

(1) 場所

3の部局とする。

(2) 日時

平成17年 5月13日(金)午後 1 時30分

7 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の 8 第 3 項の規定により、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

8 入札保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約 (見積金額の100分の 5 以上を保険金額とするもの) を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去 2 年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国 (公団を含む) との同種・同規模の契約を履行 (2 件以上) したことを証明する書面を提出する場合

(2) 入札保証金の提出場所及び受領期限

ア 提出場所

3の部局とする。

イ 受領期限

平成17年 5月12日(木)午後 5時00分 (ただし、県の休日には受領しない。)

ウ 提出方法
直接提出に限る。

9 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

- (1) 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合

10 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、7により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
 - (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
 - (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
 - (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
 - (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明しない入札
 - (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は8の(1)に規定する金額に達しない入札
 - (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
 - (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札
- 11 落札者の決定の方法
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

平成17年度福岡県保育士試験を次のように実施する。

平成17年 4月27日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学して62単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業した者
 - (2) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、児童福祉施設において、2年以上児童の保護に従事したものの
 - (3) 児童福祉施設において、5年以上児童の保護に従事した者
 - (4) (1)に準ずるものとして厚生労働大臣が定める次の者
- ア 学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの
 - イ 学校教育法による高等専門学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの

ウ 学校教育法による高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの

エ 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）若しくは各種学校（同法第56条第1項に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者又は当該専修学校の専門課程若しくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めたもの

オ 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当な資格を有すると認定した者

2 受験資格の特例等

1 の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する者についても受験を認める。

(1) 平成3年3月31日までに、学校教育法による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者

(2) 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を2年以上履修した者で、児童福祉施設において1年以上児童の保護に従事した者

(3) 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校又は文部科学大臣がこれと同等以上と認定した教育課程を1年以上履修した者で、児童福祉施設において2年以上児童の保護に従事した者

(4) 平成3年3月31日までに児童福祉施設（へき地保育所を含む。）において3年以上児童の保護に従事した者

(5) 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

3 試験

(1) 試験は、筆記試験及び実技試験とし、筆記試験の試験科目並びに実技試験の試験科目及び実施の方法は、次のとおりとする。

ア 筆記試験については次の(イ)から(ウ)までの試験科目とし、マークシート方式により実施する。

(イ) 社会福祉

(ロ) 児童福祉

(ハ) 発達心理学及び精神保健

(ニ) 小児保健

(ホ) 小児栄養

(ヘ) 保育原理

(ニ) 教育原理及び養護原理

(ウ) 保育実習理論

イ 実技試験の試験科目及び実施方法

保育実習実技については、筆記試験全てにおいて合格した者について実施することとし、次の(ア)から(ウ)までの3分野のうち2分野を、受験者が選択して行う。なお、受験票提出後の分野選択の変更は、認めない。

(ア) 音楽

次の課題曲の両方を、ピアノ、ギター（アンプを使用しないもの）、アコーディオンのいずれかで伴奏しながら歌う。

ア とんぼのめがね（額賀誠志作詞 平井康三郎作曲）

イ ルカはザンゾラコ（東 龍男作詞 若松正司作曲）

注 伴奏は市販の楽譜を用いるか、課題曲楽譜につけられたコードネームを参考にして編曲したものをを用いること。なお、ピアノ以外の楽器は、各自持参すること。

(イ) 絵画制作

保育所（園）での行事（遠足・誕生会・その他）の一場面を表現する。

注 当日は、鉛筆（HB～2B）、色鉛筆（12～24色）及び消しゴムを各自用意すること。なお、クレヨン、パス、マーカー等は不可とする。

(ウ) 言語

各自があらかじめ用意した童話等を3分間口演する。

(2) 日時及び場所

ア 筆記試験

期 日	試験時間	試 験 科 目	場 所
平成17年 8月 3日(水)	9：30～10：30	社会福祉	太宰府市五条3-11-25 第一経済大学及び第一保 育短期大学
	11：00～12：00	児童福祉	
	13：00～13：30	発達心理学	
	14：00～14：30	精神保健	
平成17年 8月 4日(木)	15：00～16：00	小児保健	太宰府市五条3-11-25 第一経済大学及び第一保 育短期大学
	9：30～10：30	小児栄養	
	11：00～12：00	保育原理	
	13：00～13：30	教育原理	
平成17年 8月 4日(木)	14：00～14：30	養護原理	太宰府市五条3-11-25 第一経済大学及び第一保 育短期大学
	15：00～16：00	保育実習理論	

イ 実技試験

期 日	試験時間	試 験 科 目	場 所
平成17年10月15日(土) 又は16日(日)	9：30～16：30	音 楽	太宰府市五条3-11-25 第一経済大学及び第一保 育短期大学
		絵画制作 言 語	

5 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類及び写真(申込前3月以内に撮影した半身、上半身、無帽、正面向き、後方に風景等のない縦4センチメートル、横3センチメートルのもの)1枚並びに受験申込手数料12,700円を添えて、県内に居住している受験希望者に対しては当該居住地を管轄する県保健福祉環境事務所又は市福祉事務所(以下「福祉事務所等」という。)へ、県外に居住している受験希望者に対しては福岡県保健福祉部児童家庭課(郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「児童家庭課」という。)へ提出すること。

(ウ) 受験資格を証明する書類(最終学校卒業証明書、児童福祉施設従事証明書等)1部。なお、受験資格を証明する書類と現在の氏名が違う場合は、戸籍抄本を併せて提出すること。

イ 受験願書の用紙は、県内に居住する者に対しては最寄りの福祉事務所等で、県外に居住する者に対しては児童家庭課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して140円切手をはった返信用封筒(A4版のもの)を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料12,700円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成17年5月16日(月曜日)から5月27日(金曜日)まで(午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、土曜日及び日曜日には、受付を行わない。

イ 郵便による受験申込みは、平成17年5月27日までの消印のあるもの限り受け付ける。

(3) 児童福祉法施行規則(昭和28年厚生省令第11号)第6条の11第1項又は第2項の規定により、試験科目の受験の免除を受けようとする者は、受験願書にその旨を記載し、一部科目合格証明書の(写し)を添付すること。なお、一部合格証明書の原本を提出した場合であっても返却はしない。

また、受験願書提出時に幼稚園教諭免許を有することを証する書類(教育職員免許状授与証明書等の写し)を添付し、受験願書にその旨を記載した者は、発達心理学、教育原理、実技試験について免除される。

6 合格者の発表及び合格通知書等の交付

(1) 合格者の氏名は、平成17年11月18日(金)に発表する。発表は、福岡県庁内の告知板に掲示するほか、県公報に掲載して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては保育士試験合格通知書を、試験科目の一部に合格した者に対しては保育士試験一部科目合格通知書を交付する。

7 試験科目変更に伴う受験免除

平成15年度又は16年度の保育士試験において、保育実習に合格した者は、平成17年度の保育士試験において、筆記試験の保育実習理論及び実技試験が免除される。

8 その他

- (1) 不正な方法によって保育士試験を受け、若しくは受けようとした者又は保育士試験に関する規定に違反した者に対しては、試験を停止し、又はその資格を無効とする。
- (2) (1)に掲げる者に対しては3年以内の期間を定め、保育士試験を受けさせない。
- (3) 受験手続その他の問い合わせは、県内に居住している受験希望者にとっては最寄りの福祉事務所等に、県外に居住している受験希望者にとっては直接児童家庭課に對して行うこと。郵便で問い合わせる場合には、あて先及び郵便番号を明記して80円切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、自由民主党福岡県第四選挙区支部の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した政治団体の平成15年分収支報告書の要旨（平成16年11月17日福岡県選挙管理委員会告示第132号）の一部を、次のとおり訂正する。

平成17年 4月27日

福岡県選挙管理委員長 田 辺 俊 明

自由民主党福岡県第四選挙区支部の項を次のとおり改める。

No. 108 自由民主党福岡県第四選挙区支部

報告年月日 平成16年03月29日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 126,140,888円

ア 前年からの繰越額 55,040,925円

イ 本年収入 71,099,963円

(2) 支出総額 111,161,521円

(3) 翌年への繰越額 14,979,367円

2 本年収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

イ 寄附 50,999,160円

(イ) 寄附 (内訳別掲) 50,999,160円

a 個人からの寄附 500,000円

b 法人その他の団体からの寄附 43,799,160円

c 政治団体からの寄附 6,700,000円

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

(内訳別掲) 20,100,000円

カ その他の収入 803円

(イ) 1件10万未満のもの 803円

計 (本年収入額) 71,099,963円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 69,367,696円

(イ) 人件費 38,855,261円

(イ) 光熱水費 1,289,546円

(イ) 備品・消耗品費 7,471,041円

(イ) 事務所費 21,751,848円

イ 政治活動費 41,793,825円

(イ) 組織活動費 5,363,229円

(イ) 選挙関係費 500,000円

(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費 8,932,794円

b 宣伝事業費 8,932,794円

(イ) 調査研究費 397,802円

(イ) 寄附・交付金 26,600,000円

計 111,161,521円

(内 訳)

オ 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

自由民主党本部	20,000,000円	東京都千代田区	(株)池畑組	950,000円	鹿児島県鹿児島市
自由民主党福岡県支部連合会	100,000円	福岡市博多区	(株)植村組	150,000円	福岡市中央区
小計	20,100,000円		宇部工業(株)	200,000円	山口県宇部市
イ (ア) a 個人からの寄附			宇部興産機械(株)	150,000円	福岡市中央区
友寄 隆文	300,000円	沖縄県那覇市	宇野重工(株)	100,000円	福岡市博多区
野村 みさを	200,000円	青森県むつ市	(株)エスイー	100,000円	東京都新宿区
小計	500,000円		大潮建設(株)	300,000円	佐賀県東松浦郡鎮西町
イ (イ) b 法人その他の団体からの寄附			(株)大本組	250,000円	福岡市中央区
青森県港湾空港建設協会八戸支部	100,000円	青森県八戸市	大林道路(株)	300,000円	福岡市中央区
(株)阿部工業	150,000円	青森県青森市	(株)小川製作所	300,000円	久留米市
(株)淺沼組	100,000円	福岡市博多区	(株)ガイアークマガイ	150,000円	福岡市中央区
阿久根建設(株)	100,000円	鹿児島県鹿児島市	川田建設(株)	150,000円	福岡市博多区
伊藤鉄工(株)	600,000円	嘉穂郡雫井町	片山ストラック(株)	200,000円	福岡市中央区
伊藤忠エネクス(株)	100,000円	福岡市博多区	神野建設(株)	200,000円	北九州市若松区
井森工業(株)	150,000円	福岡市博多区			
(株)イワクラ商事	500,000円	東京都港区			

川田工業(株)	150,000円	福岡市博多区	(株)坂平産業	100,000円	宮崎県小林市
川本建設工業(株)	100,000円	北九州市八幡西区	(株)サクラダ	100,000円	飯塚市
(株)柏屋薬剤師連盟	100,000円	古賀市	三共建設(株)	250,000円	福岡市博多区
九州総合建設(株)	200,000円	北九州市若松区	三宝建設機工(株)	100,000円	北九州市八幡西区
九州洋伸建設(株)	150,000円	福岡市博多区	山陽建設(株)	200,000円	北九州市若松区
(株)栗本鐵工所	500,000円	福岡市博多区	(株)三起工	200,000円	北九州市小倉北区
(株)黒瀬組	120,000円	福岡市中央区	昭和鉄工(株)	2,000,000円	筑紫郡那珂川町
(株)コミヤ工業	240,000円	東京都新宿区	(株)白海	500,000円	福岡市東区
(株)コムカッタ	200,000円	福岡市南区	(株)新出光	150,000円	北九州市若松区
国土総合建設(株)	500,000円	福岡市中央区	(株)住ゴム産業	100,000円	福岡市博多区
コープツ工業(株)	100,000円	福岡市中央区	世紀東急工業(株)	1,000,000円	福岡市博多区
(株)西海建設	150,000円	長崎県長崎市	(株)全国乗用自動車連合会	100,000円	福岡市博多区
佐伯建設工業(株)	2,000,000円	福岡市博多区	竹山建設(株)	200,000円	東京都千代田区
(株)坂口工業	500,000円	長崎県福江市	(株)大盛組	200,000円	鹿児島県名瀬市
(株)坂下組					

大成ロテック(株)	100,000円	北九州市八幡西区	(株)中野建設	120,000円	佐賀県佐賀市
大旺建設(株)	200,000円	福岡市中央区	(株)なかはら	500,000円	長崎県杵岐郡芦辺町
高田機工(株)	200,000円	福岡市中央区	(株)長岡組	150,000円	福岡市博多区
瀧上工業(株)	250,000円	福岡市博多区	(株)名村造船所	500,000円	福岡市博多区
大栄建設(株)	200,000円	福岡市中央区	(株)ナカムラ	1,000,000円	鹿児島県鹿児島市
(有)高尾組	450,000円	大分県大分市	(株)西村組	500,000円	北海道紋別郡湧別町
塚田商事(株)	300,000円	山門郡瀬高町	(株)ニューイースト	200,000円	東京都千代田区
テクノリックス(株)	100,000円	糟屋郡志免町	(注)日本自動車販売協会連合会	500,000円	福岡市東区
富山県港湾空港建設協会	100,000円	東京都江東区	日本橋梁(株)	100,000円	福岡市中央区
東亜道路工業(株)	380,000円	富山県富山市	日本車輛製造(株)	200,000円	福岡市博多区
東洋基礎工業(株)	150,000円	福岡市博多区	日本鉄塔工業(株)	500,000円	東京都江東区
徳倉建設(株)	400,000円	鹿児島県鹿児島市	日本ペイント販売西日本(株)	100,000円	福岡市中央区
鳥越製粉(株)	200,000円	福岡市博多区	日本舗道(株)	200,000円	福岡市中央区
砥綿建設(有)	200,000円	福岡市博多区	日本海工(株)	150,000円	福岡市博多区
	600,000円	朝倉郡夜須町	日本道路(株)		

(株)二和商会	200,000円	福岡市南区	(株)福岡県業種商協会福岡支部	100,000円	福岡市中央区
(株)野添組	250,000円	福岡市博多区	福岡県自動車販売店協会	100,000円	福岡市東区
畑中建設工業(株)	100,000円	鹿児島県鹿児島市	福岡県病院医療問題懇談会	500,000円	福岡市南区
(株)長谷川組	250,000円	青森県八戸市	北興工業(株)	500,000円	北海道室蘭市
(有)長谷川商事	500,000円	宮崎県東臼杵郡門川町	(株)本間組	200,000円	福岡市博多区
(株)ハルテック	100,000円	宮崎県東臼杵郡門川町	豊松建設(株)	100,000円	宮崎県東臼杵郡北浦町
福田道路(株)	100,000円	福岡市博多区	前田道路(株)	200,000円	福岡市博多区
深田サルベージ建設(株)	150,000円	北九州市門司区	松尾橋梁(株)	500,000円	福岡市博多区
(株)富士ピーエス	750,000円	福岡市中央区	丸福建設(株)	500,000円	鹿児島県鹿児島市
ノウハウ技研(株)	200,000円	大阪府大阪市中央区	(株)みらい建設グループ	500,000円	東京都千代田区
(株)ゼリヂェストンI P K	500,000円	福岡市博多区	みらいゾテック(株)	200,000円	東京都江東区
(株)ゼリヂェストンI P H	300,000円	広島県広島市佐伯区	三原建設(株)	150,000円	北九州市小倉北区
(株)藤木組	500,000円	山門郡大和町	みらい建設工業(株)	500,000円	福岡市博多区
			(株)ミリオンテック	1,000,000円	小郡市

三菱マテリアル建材㈱	2,000,000円	福岡市博多区	鹿児島県鹿児島市
村上建設㈱	150,000円	鹿児島県名瀬市	北九州市戸畑区
㈱明佑工販	200,000円	東京都渋谷区	北九州市若松区
㈱森山(清)組	149,160円	鹿児島県鹿児島市	鹿児島県鹿児島市
㈱森組	100,000円	鹿児島県川辺郡笠沙町	
㈱ヤチイ	100,000円	北九州市門司区	神奈川県横浜市長沢区
ヤマト工業㈱	150,000円	福岡市博多区	福岡市東区
大和開発㈱	1,000,000円	宮崎県宮崎市	福岡市博多区
山下(善)建設㈱	500,000円	鹿児島県鹿児島市	福岡市博多区
山佐産業㈱	100,000円	鹿児島県肝属郡高山町	東京都港区
㈱横河ブリッジ	200,000円	福岡市博多区	福岡市博多区
㈱吉田組	200,000円	福岡市博多区	福岡市中央区
寄神建設㈱	150,000円	福岡市博多区	
㈱リビンクウェア			
若戸港湾建設㈱	1,000,000円		鹿児島県鹿児島市
若松港湾工業㈱	200,000円		北九州市戸畑区
㈱渡辺組	500,000円		北九州市若松区
その他	3,090,000円		鹿児島県鹿児島市
小計	43,799,160円		
イ (フ) c 政治団体からの寄附			
港米会	5,000,000円		神奈川県横浜市長沢区
福岡県不動産政治連盟	200,000円		福岡市東区
福岡県福岡地区税理士政治連盟	300,000円		福岡市博多区
日本酪農政治連盟福岡県支部連合会	100,000円		福岡市博多区
健康保険政治連盟	500,000円		東京都港区
全国石油政治連盟福岡県支部連合会	100,000円		福岡市博多区
福岡県歯科医師連盟	500,000円		福岡市中央区
小計	6,700,000円		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 公安委員会 </div>			
福岡県公安委員会告示第80号			

道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成17年 4月27日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

講習回数	講習期日	講習時間	講習場所
第一回	平成17年6月6日(明)及び同年6月7日(火)の2日間	午前9時00分 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町13番55号 博多サンヒルズホテル
講義			
第一回	平成17年6月14日(火)	午前9時00分 午後0時30分	
講義			
第二回	平成17年6月20日(明)及び同年6月21日(火)の2日間	午前9時00分 午後5時30分	
講義			
第二回	平成17年6月28日(火)	午前9時00分 午後0時30分	
講義			

※ 講習は2日間の講義と1週間後の修了考査で行う。

2 申込み受付期間

平成17年4月27日から平成17年5月27日までの間

※ 平日の午前8時30分から午後5時15分までの間

3 申込み場所

福岡県警察本部交通部駐車対策課又は最寄りの福岡県内の警察署

※ 交番、駐在所等の出先機関では受理しない。

4 申込みに必要な書類等

(1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

※ 上記申込み場所で交付

(2) 写真 1枚

※ 6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大講習受講手数料
19,000円

※ 申込み時に福岡県領収証紙により納付

6 申込み要領等

(1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、原則として受講者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

(2) 受講人員は各講習ごと100名であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。

(3) 申込み受付後、駐車対策課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

7 留意事項

(1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法第51条の13第2項に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

※ 欠格事由

- 18歳未満の者
- 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者や暴力団関係者、アルコール中毒・覚せい剤中毒者などに該当する者等
- 過去に駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(2) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

8 その他

(1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参する

こと。

(2) 講習会場は、駐車場に限りがあることから、原則として自家用車による来場を禁止する。

(3) 講習の詳細について必要があれば、福岡県警察本部交通部駐車対策課（道路交通法改正プロジェクト（電話092（641）4141内線5062））に問い合わせること。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県（総務部行政経営企画課）

販印 福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
売刷 株式会社 弘文社

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）